

地名散歩

第62回 火の地名・焼ける地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

九州の西側は古く「火の国」と呼ばれていた。それがいつの頃からか分かれ、古代律令制が始まる頃にはすでに肥前(壱岐・対馬を除く長崎県・佐賀県)と肥後(熊本県)の2国になっている。火の国という名前は阿蘇や雲仙などの火山を連想させるが、有明海の珍しい現象として古くから知られた不知火に由来するらしい。

火に関連する地名は全国的に見てそれほど多いわけではないが、現存する火のつくものでは、たとえば火打という地名が岐阜県下呂市、兵庫県西市、奈良県五條市(火打町)にある。下呂市の火打は山中の小さな集落であるが、門和佐川を4キロほど下ると飛驒川に面してJR高山本線焼石駅のある焼石集落に出る。どう見てもペア地名で、一説には焼畑に関連するともいうが、本当のところはわか

らない。

次の川西市火打は大阪近郊の便利な場所にあるが、西に位置する石切山で火打石を産したことに由来するという。火打石という地名も、小字レベルなら全国に数か所あるようだ。しかし五條市の火打町は『五條市史』によれば火打石説の他に「焼畑を行った所」「烽火を打ちあげた野」といった伝承もあるという。

烽火は急を要する情報を遠方へいち早く伝達するための、昔の「光通信」の手段であるが、そのために火を焚く山はあらかじめ決められていたそうで、長崎市の北東部にある烽火台は島原の乱の後の寛永15年(1638)に松平信綱の命により烽火台が設けられたことによる。福岡県糸島市の糸島半島にある火山はもっと古く、天智天皇3年(664)に狼煙を設置して稲留の火山と称したのが由来とある。



岐阜県下呂市にある火打と焼石の地名。由来は「火打石」か、それとも「焼畑」であろうか。左上に見えるのはJR高山本線と飛驒川。1:50,000地形図「下呂」昭和63年修正



約600万年前の火山活動によってできたカルデラのまん中に位置する焼火山(たくひさん)。島根県の隠岐島前の西ノ島に位置する。1:200,000地勢図「西郷」平成19年修正

今は広島県呉市内となった倉橋島にある火山^{ひやま}も、やはり烽火を焚く山にちなむという。

現代語で火山といえば噴火する山を連想するが、調べてみると近世以前の山はおおむね烽火台であるようだ。むしろ火山という名の火山は見あたらず、強いて挙げれば上高地の大正池を作った焼岳^{やけどけ}という形になってしまう。あくまで「火」は人が点じるものに限られていたのだろうか。そういえば関門海峡を俯瞰する展望台で知られる山口県下関市の火の山も、やはり急を知らせる烽火場、もしくは「和布刈^{めかり}神事^{しんじ}の刻限を京へ注進するための狼煙^{のろし}」にちなむとされる。庄原市東城には焚火山^{たきひやま}もあり、こちらはより狼煙らしい雰囲気だ。

同じ読みで焼火山^{たきひさん}と書くのは島根県・隠岐^{おき}島^{とうぜん}前の西ノ島にある標高452メートルの山で、地図で見れば明らかにカルデラ(スペイン語で鍋の意)のまん中に聳える中央火口丘であるが、山名そのものは火山由来ではないらしい。『角川日本地名大辞典』は起源は明らかでないと断りながらも「古代以来の灯台の火を意味するものであろう」としている。山頂の南西側にある焼火神社の縁起には「海中に生じた光が数夜にわたって輝き、ある晩にこの山に飛び入った」といった伝承が記されているようだ。いずれにせよ焼火山は島前火山と呼ばれるカルデラをもつ火山の一部で、これが盛んに活動していたのは約600万年前というから、火山活動とはやはり関係ないのだろう。ちなみに焼山という山は全国各地に多く、こちらは山焼きや焼畑に由来するものが多い。

焼の字を用いた地名は火よりも多く、静岡県^{やいづ}の焼津市はその代表例だろうか。日本武尊^{やまとたけるのみこと}が東征の折にここを通過して賊に襲われた際、火を放って難を逃れたのが由来とされるが、

おそらく字に導かれたありがちな地名伝説と思われる。焼き払う関連では、富山県南砺市^{なんと}の焼野^{やけの}がそうで、今では水田が広がる中に家が点在する典型的な散居村集落だ。室町期には原野であつたらしいが、そこが僧侶らの隠遁地となっていたため足利尊氏が焼き払ったのでこの名があるという。市役所のある福野^{あめくぐり}の東側だが、付近には雨潜^{ねんだい}とか年代^{ひやくちよう}といった珍しい地名が並んでいる。

神戸市東灘区には焼ヶ原^{やけがはら}という地名があつた。当初は住吉村字焼ヶ原であつたが、東灘区住吉町焼ヶ原として戦後も継続している。しかし昭和45年(1970)から宅地開発が始まり、同51年には住吉町焼ヶ原の他に住吉町を冠する松本^{かわむかい}、川向^{なわて}、縄手下^{てざき}、手崎など20以上の細かい町が「住吉山手」に統合されて消えた。ただしこちらは火事の後「焼け野が原」ではなく、扇状地で砂礫土壌のため保水が悪く、「日に焼ける田(焼田)」として耕作に不向きだったことに由来するという。

しかし中には焼の字を忌んで地名を変えたところもある。たとえば鹿児島県の奄美大島^{やまうちそん}にあつた大島郡焼内村は、琉球王国の焼内間切^ま(間切はいくつかの村を統合した琉球の行政単位)が町村制施行に伴って明治41年(1908)に焼内村となったもので、20の大字(旧村)を管轄していた。元は旧焼内間切からの区分である字検方13大字と西方7大字で構成されていたが、大正5年(1916)に西方7大字が西方村として分村、その後は残る13大字となった。ところがこの時期に各地で火事が相次いだため村名変更の機運が高まり、字検村と改めている。今では奄美大島の西側に深く入り込んでいる焼内湾の名にかろうじて名残をとどめるばかりだ。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.724
2017 May



表紙写真
「春の詩」

第31回写真コンクール入選
袴田 安子●静岡会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

―時代にあった資格者であるために―

第58回 法定相続情報証明制度が始まります。

法務省民事局民事第二課

08 自然災害と向き合う

―今、この時代に生きる土地家屋調査士として―

宮城の現状

宮城県土地家屋調査士会 会長 菅澤 賢一

10 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2017 part16

まちづくりその未来を探る

13 「地域に広がる所有者不明土地問題を考える」

～地方創生、防災etc.あなたのまちの地域力向上のために～

15 今後の法務行政と土地家屋調査士への期待

17 愛しき我が会、我が地元 Vol.39

富山会／徳島会

20 境界問題解決支援センター滋賀 研修会

「怒り」と上手に付き合う～アンガーマネジメント～

22 会長レポート

25 会務日誌

27 第32回写真コンクール インターネット投票

28 平成28年度 事務所形態検討チーム取材

訪ねてみました「土地家屋調査士法人」＜Part II＞

32 eラーニングコンテンツ一覧

35 土地家屋調査士名簿の登録関係

36 保険紹介

37 ちょうさし俳壇

38 公嘱協会情報 Vol.125

40 国民年金基金から

42 お知らせ

土地家屋調査士2018年オリジナルカレンダー

43 人事異動 法務局・地方法務局

44 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第58回 法定相続情報証明制度が始まります。

法務省民事局民事第二課

1 はじめに

相続登記を促進するための新しい制度、「法定相続情報証明制度」が全国の登記所において5月29日から開始されます。

相続登記が未了のまま放置されることは、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ、昨年6月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針等の複数の政府方針においても、「相続登記の促進のための制度」の検討が明記されるなど、政府として相続登記の促進に取り組むこととされています。

「法定相続情報証明制度」は、これらの政府方針の策定等を受けた新たな施策として、昨年来、法務省民事局において検討を進めてきたものです。

2 本制度のねらい

被相続人の死亡後に必要となる相続手続は、相続登記だけではなく、不動産以外の財産権の名義変更の手続、金融機関等における預金の払戻手続や保険金請求手続など様々です。相続登記がされない要因の1つとして、こうした手続の煩雑さにより、相続手続を同時並行的に行うことが難しく、不動産を売却する必要がない場合などは、相続登記がされないまま放置されてしまう傾向があると考えられます。

また、平成28年3月に国土交通省が公表した「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策 最終とりまとめ」では、ある地方自治体において、戸籍・住民票関係の手続にきた相続人に対し、必要な相続手続の促しを行った結果、行政庁への相続関係の届出件数が増大したという取組事例が紹介されています。このことは、相続登記を促進するためには、手続的な負担の軽減に加えて、相続登記の必要性についての意識を高めていただくことが重要であることを実証するものであるといえます。

そこで、本制度は、各種の相続手続の際に戸籍関係書類一式を提出する手間を省力化して手続的な負担を軽減するとともに、本制度に基づく証明書の取得の際に相続人の方々に相続登記によるメリットや放置することによるデメリットを登記官が説明することなどを通じて、相続登記の必要性についての意識を高めていただくことで、相続登記の促進を狙うものです。

そして、本制度が相続登記の促進という効果をよりよく発揮するためには、まずは、広く相続人の方々全般に本制度を利用してもらうことが重要です。本制度が十分に活用されることによって、各種相続手続における関係機関の審査にかかる社会的コストが全体的に軽減されるとともに、相続登記が益々促進されるという相乗効果を生むことが期待されます。

3 本制度の概要

登記所は年間約100万件の相続登記の申請を取り扱っていますが、登記官は、こうした事件処理を通じて長年にわたり相続及び戸籍関係法令についての専門的な知見を涵養してきました。本制度は、こうした登記官の専門性を活かし、登記所において、戸除籍の謄本を集めて提出してきた相続人からの申出に応じて、いわばそれらの戸除籍の謄本の束に代替する書面を交付するというものであり、その書面が登記手続をはじめ様々な相続に関する手続で活用されることが期待されます。

すなわち、相続人は、相続人・被相続人の戸除籍を自ら収集するという点はこれまでと同様に行う必要がありますが、いったんそれらを基に1枚又は数枚の書面からなる「法定相続情報一覧図」を作成して登記所に提供すれば、登記官が必要な戸籍関係書類が揃っているかどうかを確認の上、戸籍及び相続に関する法令に基づき、その「法定相続情報一覧図」と戸籍関係書類一式を読み解き照合して、その「法定

相続情報一覧図」の写し(以下「一覧図の写し」といいます。)を作成・認証し、相続人に必要な通数を交付するものです。

4 制度の内容

本制度は、不動産登記規則の一部を改正する省令(平成29年法務省令第20号)が5月29日に施行されることにより、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)の改正という形式で創設されるものです。なお、本稿において引用する条文番号は、特に断りのない限り、改正後の不動産登記規則の条文を指します。

(1) 法定相続情報一覧図

ア 登記名義人等について相続が開始した場合において、その相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を申し出ることができることとされました(第247条第1項)。なお、この場合における相続人は、登記所に提出された戸除籍の謄抄本の記載により確認することができる者に限られます。

その他の手続とは、その手続の過程において相続人を確認するために戸除籍の謄抄本の提出が求められるものをいい、例えば筆界特定の申請や地図等の訂正の申出のみならず、金融機関における預貯金の払戻し手続等も想定されます。

また、当該相続人の地位を相続により承継した者とは、いわゆる数次相続が生じている場合の相続人が該当します。

イ 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができます(第247条第1項)。

なお、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、これらの登記所に出頭してするほか、送付の方法によってすることもできます。

ウ 法定相続情報一覧図には、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を、相続人に関しては、相続開始の時

における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載します(第247条第1項第1号及び第2号)。

また、法定相続情報一覧図には、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印する必要があります(第247条第3項第1号)。

法定相続情報一覧図の作成に際しては、次の事項を踏まえる必要があります。

- ①被相続人と相続人とを線で結ぶなどし、被相続人を起点として相続人との関係性が一見して明瞭な図による記載としますが、被相続人及び相続人を単に列挙する記載としても差し支えありません。
- ②被相続人の氏名には「被相続人」と併記します。
- ③被相続人との続柄の表記については、例えば被相続人の配偶者であれば「配偶者」、子であれば「子」などとしします。
- ④申出人が相続人として記載される場合、法定相続情報一覧図への申出人の記名は、当該相続人の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えありません。
- ⑤法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の署名等には、住所を併記します。なお、作成者が戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称をも記載します。
- ⑥相続人の住所を記載する場合は、当該相続人の氏名に当該住所を併記します。
- ⑦推定相続人の廃除がある場合、その廃除された推定相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄の記載は必要ありません。
- ⑧代襲相続がある場合、代襲した相続人の氏名に「代襲者」と併記します。この場合、被相続人と代襲者の間に被代襲者がいることを表すこととなりますが、その表記は例えば「被代襲者(何年何月何日死亡)」とすることで足りります。
- ⑨法定相続情報一覧図は、日本工業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとします。

なお、法定相続情報一覧図には、相続開始の時に
おける同順位の相続人の氏名等が記載されます。し
たがって、数次相続が生じている場合は、被相続人
一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図が
提供及び添付されることとなります。

(2) 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い

登記名義人等の相続人が登記の申請をする場合
において、一覧図の写しを提供したときは、その
一覧図の写しの提供をもって、相続があったこと
を証する市町村長その他の公務員が職務上作成し
た情報の提供に代えることができるとされました
(第37条の3)。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動
産登記法令上の手続において、一覧図の写しの提
供を相続があったことを証する市町村長その他の
公務員が職務上作成した情報の提供に代えること
ができることとなります。具体的手続としては、
相続による権利の移転の登記(不動産登記法第63
条第2項)や筆界特定の申請(同法第131条第1項)
が該当します。

なお、一覧図の写しは飽くまで相続があったこ
とを証する市町村長その他の公務員が職務上作成
した情報を代替するものであり、遺産分割協議書
や相続放棄申述受理証明書等までも代替するも
のではないことに留意する必要があります。

(3) 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの
交付の申出

ア 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写し
の交付の申出は、所定の事項を記載した申出書
を提供してしなければなりません(第247条第2
項)。

イ 申出書の記載事項は次のとおりです。

- ① 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人と
の続柄(第247条第2項第1号)
- ② 申出を代理人によってする場合は当該代理人
の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理
人が法人であるときはその代表者の氏名(第
247条第2項第2号)
- ③ 利用目的及び交付を求める通数(第247条第2
項第3号、第4号)

この利用目的は、相続手続に係るものであ
り、その提出先が推認することができるもの

である必要があります。また、通数は、その
利用目的に鑑みて合理的な範囲内である必要
があります。

- ④ 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名
義人とする不動産があるときは、不動産所在
事項又は不動産番号(第247条第2項第5号)

不動産が複数ある場合には、そのうちの任
意の一つを記載することで足りますが、被相
続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人
とする不動産の所在地を管轄する登記所に申
出をする場合には、当該登記所の管轄区域内
の不動産所在事項又は不動産番号を記載する
必要があります。

- ⑤ 申出の年月日(第247条第2項第6号)

- ⑥ 送付の方法により一覧図の写しの交付及び添
付書面等の返却を求めるときは、その旨(第
247条第2項第7号)

(4) 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記名押印を
するとともに、法定相続情報一覧図をはじめ、所定
の書面を添付しなければならないとされました(第
247条第3項)。主な添付書面は次のとおりです。

- ① 被相続人(代襲相続がある場合には、被代襲者
を含む。)の出生時から死亡時までの戸籍及び除
かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
- ② 相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等している
ことにより、その謄本が添付されない場合は、
当該謄本に代えて、「除籍等の謄本を交付する
ことができない」旨の市町村長の証明書を添付
することとなります。これに対し、例えば被相
続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の
全部又は一部を添付することができない場合に
は、登記官は、法定相続情報一覧図の保管及び
一覧図の写しの交付をすることはできません。
- ③ 被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票

これらの書面が市町村において廃棄されてい
るため発行されないときは、申出書への添付を
要しません。この場合は、申出書及び法定相続
情報一覧図には、被相続人の最後の住所の記載
に代えて被相続人の最後の本籍を記載すること
となります。

④申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面

⑤申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。)

この証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し(申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人の署名又は記名押印が必要です。)が該当します。登記官は、これらの書面によって申出人の本人確認を行います。

⑥代理人によって申出をするときは、代理人の権限を証する書面

委任による代理人の場合、代理人の権限を証する書面は、委任状に加え、委任による代理人それぞれの類型に応じ、土地家屋調査士会が発行する身分証明書の写しなどが必要となります。

(5) 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、申出書にその住所を証する書面を添付しなければなりません(第247条第4項)。

相続人の住所は、法定相続情報一覧図の任意的記載事項です。したがって、相続人の住所の記載がない場合は、相続人の住所を証する書面の添付は要しません。

(6) 一覧図の写しの交付等

登記官は、申出人から提供された申出書の添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、一覧図の写しを交付します(第247条第5項前段)。

また、登記官は、一覧図の写しに認証文と作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印します(第247条第5項後段)。

一覧図の写しは、提出された法定相続情報一覧図をスキャナで読み取り、偽造防止措置が施された専用紙に印刷する方法で作成されます。

一覧図の写しには、「本書面は、提出された戸

除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。」との注意書きがされます。

一覧図の写しの交付の際には、戸除籍謄本等の添付書面が申出人に返却されます。

一覧図の写しの交付及び添付書面の返却は、送付の方法によってもすることができます(第248条)が、この方法による送付先は、申出書に記載された当該申出人又は代理人の住所に限られます。

(7) 法定相続情報一覧図の保存期間

法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類は、法定相続情報一覧図つづり込み帳(第18条第35号)につづり込まれ(第27条の6)、作成の年の翌年から5年間保存されます(第28条の2第6号)。

(8) 一覧図の写しの再交付

当初の申出の後、相続手続のために一覧図の写しが必要となった場合、その法定相続情報一覧図が保存されている期間中であれば、当初の申出人は、再交付の申出をすることができます。この場合には、申出の規定である第247条各項の規定(同条第3項第1号から第5号まで及び第4項を除く。)が準用されます(第247条第7項)。

(9) 法定相続情報に変更が生じた場合

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり、当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じた場合には、その申出人は、再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることができます。

なお、この場合の変更とは、例えば、被相続人の死亡後に子の認知があった場合、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に廃除があった場合などが該当します。

5 おわりに

本制度の内容が明らかになるにつれ、法務省には、金融機関や行政機関などからの問合せが数多く寄せられており、本制度に対する期待の大きさが伝わってきます。

土地家屋調査士の皆様には、所有者不明土地問題

の解消、相続登記の促進に向けて、法務局とも連携して積極的に取り組んでいただいているものと承知しています。

法務省としては、本制度の他にも、様々な観点か

ら、相続登記の促進のための方策を検討していくこととしていますので、引き続き、土地家屋調査士の皆様のご理解とご協力をお願いします。

法定相続情報番号 1200-17-00015

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○郡○町○34番地
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和45年6月7日
死亡 平成28年4月1日	(子)
(被相続人)	法 務 一 郎 (申出人)
法 務 太 郎	
	住所 ○県○市○町三丁目45番6号
	出生 昭和47年9月5日
	(子)
	相 続 促 子
住所 ○県○市○町三丁目45番6号	住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和50年11月27日
(配偶者)	(子)
法 務 花 子	登 記 進

見

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士○○○印
(事務所：○市○町○番地)

本

これは、平成29年 3月27日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成29年 3月27日
大阪法務局

登記官 大 阪 登 記 官 一 郎

注)本書面は、提出された戸籍簿本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。 整理番号 S0003 1 / 1

みほん
電子
公印

一覧図の写し

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

宮城の現状

宮城県土地家屋調査士会 会長 菅澤 賢一

東日本大震災から6年が経過しました。これまでに全国の土地家屋調査士の皆さん、日本土地家屋調査士会連合会、各単位会、さらには関係企業等からたくさんのご支援、ご協力を頂きました。おかげさまで多くの被災会員が早い時期から仕事に復帰することができました。改めて御礼申し上げます。

また、全国の会員の中で定期的に被災地を訪れ復興のお手伝いをされている方がいると伺っております。本当に感謝申し上げますとともに今後もよろしくお願いいたします。

東日本大震災による宮城の死者は約1万人、行方不明者はまだ1千人を超えています。そのほとんどが津波の被害によるものでした。住宅・店舗・事務所・工場等、住居・職場を一瞬で失いました。

国の支援により復興が進んでいます。まず被災者の生活再建のための災害公営住宅は戸建て・共同住宅合わせて15,950戸計画していますが、仙台市等12市町が100%完成、県全体でも約82%が完成しています。また、防災集団移転促進事業による造成工事は計画した195地区の全てが工事に着手しています。しかし、沿岸部では職を求めて避難した若い世代が、住居が出来ても働く場が不足しているために戻って来られません。今後は雇用対策が急がれます。

次に交通関係では、平成27年3月1日常磐自動車道が全線開通しました。同年3月21日、女川駅の新築に合わせJR石巻線も全線運行再開し、同年5月30日、JR仙石線も全線運行再開しました。また、新たに東北本線を経由する仙石東北ラインも開業し、仙台までの時間が11分短縮しました。平成28年10月30日には、三陸沿岸道路が志津川ICまで開通し被災地と直結しました。同年12月10日、JR常磐線(浜吉田駅～相馬駅)も運行再開しました。これらにより、物流、通勤、通学等が大変便利になりました。また、これまで冬季間閉鎖されていた、宮城・山形両県を結ぶ国道347号のうち、鍋越峠を挟む約18kmの区間が通年通行となり、災害時の交通手段が増えました。

県内沿岸15市町では災害に強いまちづくりを目指して、住宅地の高台移転や多重防御等による大津波対策などを計画しています。仙台市では多重防御として海岸防潮堤を整備し、海岸防災林を再生するとともに、海岸から1kmほど内側の幹線道路を嵩上げし、堤防機能を持たせることとしています。さらに、命を守る避難施設(避難タワー)や避難の丘を整備するとともに、内陸方向への避難を容易にする避難道路を整備する予定です。他の市でも避難ビルの建築や幹線道路に堤防機能を付与するなどの「減災」に関わる事業を計画しています。



あすと長町(復興住宅)

宮城県では震災遺構有識者会議を設置し、震災遺構保存の意義として「鎮魂」、「災害文化の伝承」、「地域を超えたメッセージ性と次世代への継承」の三項目にまとめ、南三陸町防災対策庁舎、仙台市立荒浜小学校、JR仙石線野蒜駅プラットホームなど10施設を震災遺構検討対象施設としています。

震災に関係する様々な情報は宮城県並びに各市町のホームページで公開しておりますので、是非ご覧になってください。

今回の震災では圧倒的に津波被害が甚大でしたが、仙台市北部、西部の丘陵地を開発した住宅地でも被害を受けた場所があります。震災報告会の際に被災現場として見ていただいた場所(写真①②③)青



①



②



③

葉区折立五丁目地内ですが、以前の位置に復元することで復旧いたしました。そして公益社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受託し、復興型地図作成作業が行われました。さらに、公益活動の一環として、仙台市道部分について「道路敷地構成図」を無償で作成し、仙台市に寄贈しています。また、高野原地区では移動した場所(写真④)を筆界点として復興型地図作成作業を実施しています。このように大規模災害では状況に応じた対応が必要となります。宮城では、今後も復興型地図作成作業が実施されますが、地図作成作業のみならず、会員が

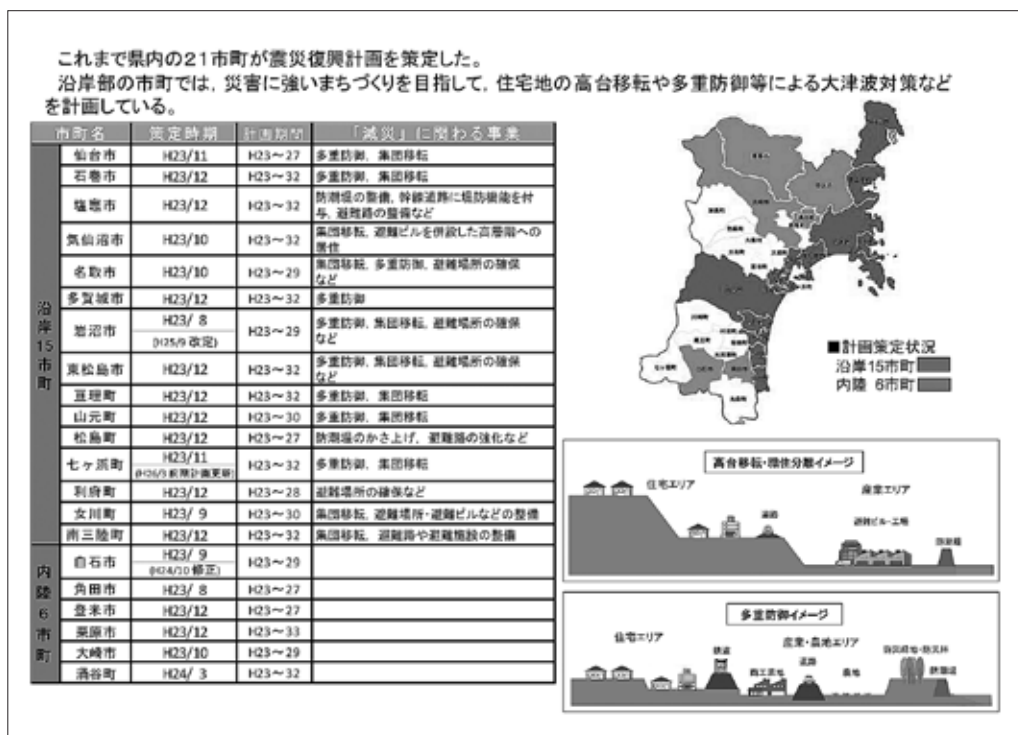
協力して復興事業に取り組んでいきたいと思っています。

今回の報告で復興が進んでいるように見えますが、

実際にはまだまだです。今後も全国の皆様のご支援ご協力をよろしくお願いします。



④



宮城県ホームページ 復興進捗状況より



ほっかいどう地図・ 境界シンポジウム2017 Part16

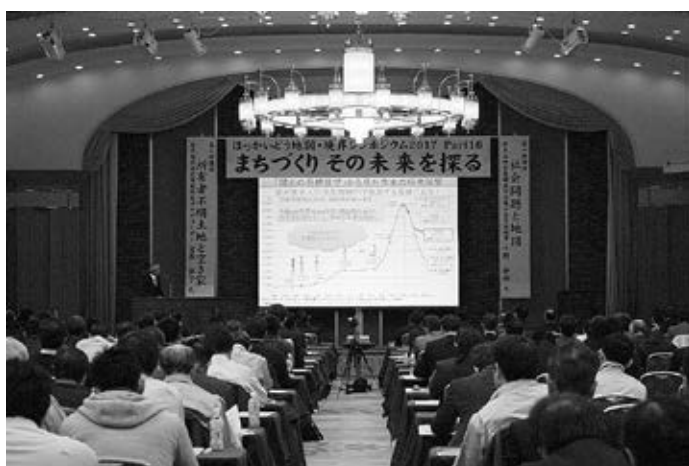
まちづくりその未来を探る

開催日 平成29年2月16日(木)
会場 ホテルライフポート札幌

今回で第16回の開催となる「ほっかいどう地図・境界シンポジウム」は、さっぽろ雪まつりの翌週であり、1990年以来27年ぶりに札幌で開催されたアジア冬期競技大会の3日前という、とても賑わいがある時期の開催となりました。

例年、300人くらいの参加者があり、今回も北海道内外からの土地家屋調査士、法務局及び関係官庁及び関連団体から多くの方の参加がありました。

開会に先駆けて、北海道ブロック協議会の辻雅己会長から、全国の土地家屋調査士会が取り組んでいることとして、所有者不明土地に関して、法務局、司法書士会、土地家屋調査士会が協力し相続登記促進等を含む、諸問題に対応していくことの説明がありました。また、北海道には約40万戸の空き家があり全体戸数の14%を占



会場の様子

めるほどの割合となっているとの実態報告がありました。この問題に関しても、北海道ブロック協議会としては、北海道の空き家等対策連絡会議の専門家メンバーの一員として支援体制を整えているとの説明がありました。

このような全国的な課題を今回のメインテーマとして、前後半2部体制のシンポジウムが開催されました。



主催者代表挨拶
北海道ブロック協議会 辻雅己会長



来賓挨拶
札幌法務局長 喜多剛久様



来賓挨拶
日本土地家屋調査士会連合会 林千年会長

第1部

「社会問題と地図」

～まちづくり「その未来」を探る～

講師 日本土地家屋調査士会連合会
常任理事・研究所所長
小野伸秋氏



第一部講演
日本土地家屋調査士会連合会
小野伸秋常任理事

1. 「新たな国土グランドデザイン 2050」から見てくる社会問題
(1) 急速に進む人口減少問題
・自治体が減少する??
・大都市では出生率が低い状況が続く!

結果：社会の持続性が失われる

国土のグランドデザイン 2050 の中には、日本の人口は長期的に減少する局面にあり、2004 年がピークであった日本の総人口は、今後 100 年間で 100 年前の水準に戻っていくとの予想がされているようです。加えて、2050 年には生産年齢人口が約 5 割となり、1 年当たりの人口自然減少が 110 万人まで増加するとの統計が出ています。また、人口の都市部集中化が進み地方の過疎化がますます進み、所有者不明土地は増加し、財産管理人選任事件数は 2050 年には現在の 4 倍まで増加する可能性が出てくるそうです。農村部では、農業従事者が減少し、荒れ果てた農地が増加するという連鎖的な問題が多く起こる可能性

があるようです。(恐るべき 2050 年問題です。)そこで、現在、国は推奨するまちづくりの標準モデルを作り都道府県や各自治体に推奨しているようです。(町の機能を集中し、集落とは交通・情報通信ネットワークで結び、地域の特産品等の 6 次産業化(農林業＝1 次産業、製造業＝2 次産業、小売業＝3 次産業を組み合わせた新しい経営体型)を行い、新たな雇用を創出するというモデルです。)

このような状況下では、地方では、売却地・空き家の増加で一時的に土地家屋調査士業務は増えるが、それもある時期を境に減少していく可能性が高いとの小野所長の分析結果の公表がありました。(地方の土地家屋調査士である私にはグサッと胸に突き刺さる話です。)また、社会問題と土地家屋調査士の役割、法務局における空家対策の推進の説明がありました。

(2) 巨大災害の切迫への対策

- ・東日本大震災＝国土の脆弱化を再認識
- ・首都直下型地震・南海トラフ巨大地震切迫

結果：誤れば国家の滅亡

東日本大震災発生後に、日調連研究所が様々な調査を行ったところ、被災三県の地図データ(9割が地籍調査済みのため 14 条地図がある。地籍フォーマット 2000)と法務局データ(法務省フォーマット)の、フォーマットの標準化と数値データ管理ができないため、自治体はデータが利用できない等の多数の問題が発生していたとの説明がありました。また、日調連研究所が行った被災地地図の精度検証(地震による移動量の検測)の

結果説明がありました。

建物の罹災証明発行困難の問題として、未登記か既登記かの判断(滅失登記、保険会社)、土地境界・建物配置を特定が困難(滅失登記、保険会社)、建物か瓦礫かの判断(環境省)等、各省庁、民間業者がそれぞれ別の基準で建物調査を行ったため、罹災証明書の発行が遅くなったということも分かったそうです。

そこで日調連研究所では、環境省の瓦礫調査、市町村の罹災証明・資産税台帳整備の調査、保険会社の家屋調査、法務局の滅失調査を一元化するようなソフトを開発し対応できるようになったとの報告がありました。このような様々な要因から、現在法務省は建物所在図の整備が必要であると判断し準備を行っているとのことでした。

第2部

「所有者不明土地と空き家」 ～日本の土地制度の課題～

講師 東京財団研究員 兼
プロデューサー
吉原祥子氏



第二部講演
東京財団研究員兼プロデューサー
吉原祥子氏

第2部の講演は、第1部とリンクしており、講師の吉原先生からは、「空き家問題や土地所有者の不明化がどうして発生するのかと

いう個々の仕組みを全体像として考えていきたい」との冒頭の挨拶により講演が始まりました。

吉原先生が、土地等諸問題に興味を持ち、研究を始めたのは2008年に北海道で大きな問題となった、森林・水源地周辺土地の外資による買収問題がきっかけであったとのお話がありました。当時、北海道議会議員が土地買収問題を議会に提議し、ニュース・新聞等で大きく報道されていたことを私も覚えています。吉原先生は問題がどうして起こるのか、根本的な原因は何かということに着目し研究をされたとのことでした。

・土地制度の課題

「外資による森林買収について調査を進めるうちに、そもそも土地の売買や利用実態についての基本的な情報を集めることが難しいことが見えてきた」「人口減少、高齢化、そして経済活動のグローバル化といった時代の変化に対して、現在の土地制度が対応できていないのではないか」との問題提起がありました。とりわけ、土地は資産だという考えが成り立ちづ

らくなる中で、相続未登記の傾向が広がっており、このままでは、土地の所有者不明化の拡大は避けられないとの指摘がありました。

外資の森林買収をきっかけとして、国の動きとしては2011年に森林法が改正となり、所有権移転に関しては、全ての森林に対し事後届けが義務化となり、都道府県レベルでは、現在17道県で水源地域の土地売買には事前届けが義務化となる条例が出来ており制度的には進んできたということでした。しかし他方で、相続未登記の増加傾向によって、自治体税務の現場では、税務担当者による相続人調査が追いつかず、やむなく死亡者課税を行わざるを得ない問題も生じているそうです。つまり、固定資産課税台帳の記録を利用しても、所有者の所在や生死の把握が難しいということです。我々土地家屋調査士は資産税台帳記録が利用できれば隣接所有者の連絡先が分かると思いがちですが、実際にはそうでない土地も少なくないということのようです。所有者不明問題は都

市部の空き家問題に関しても同様な傾向が見られるとのことでした。

吉原先生が研究員として所属する東京財団のHPから、シンポジウム当日に配布された冊子『土地の「所有者不明化」～自治体アンケートが示す問題の実態～』がダウンロードできるようになっています。
(<http://www.tkfd.or.jp/files/pdf/lib/81.pdf>) 土地家屋調査士に密接したこの問題について理解を深めてみませんか？

広報員 松田 整(釧路会)



「地域に広がる所有者不明土地問題を考える」 ～地方創生、防災etc.あなたのまちの地域力向上のために～

平成29年3月8日、日本橋社会教育会館において、標記シンポジウムが開催された。

国土交通省が主催となり、法務省、農林水産省が共催した本シンポジウムは、200人の定員が即日満席となったとのことであり、この問題に対する関心の高さを思わせる。各行政への案内が先行したとのことで、参加者は日常、地域の現場窓口で対応を余儀なくされる行政からの出席が多いように感じた。

まず、午前の部として、日本司法書士会連合会理事の今川嘉典氏による「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」説明会が開催された。土地の所有者の所在が不明な場合にもそれぞれの要因があり、相続登記が未了であったり、登記上の住所から転居していたり、また古い慣習から入会の性質を持つ共有地や共有惣代地、字持地のように登記された年代やそれぞれの法律に応じた取扱いが必要なケース、それらについて丁寧に解説がされた。

最後に、今川氏は会場からの質問に対し、司法書士会として取り組んでいる対策を説明された。まず、①相続財産管理人や不在者財産管理人の制度を積極的に利用し、司法書士自ら管財人としての選任を受ける、②行政に対する研修を要望に応じた内容で開催する、③特に所有者不明の不動産を未然に防ぐ方策として相続登記促進のためのシンポジウムを開催する、④税務関係個所にて相談会を行う、⑤また電話での相談に応じる等、組織を挙げた体制で取り組んでいるとのことである。

午後の部は満席となった会場で、第1部、早稲田大学大学院教授の山野目章夫氏から「人と土地を結ぶー私たちの国土を活かすために」と題して基調講演がされた。土地所有者の情報を明らかにすることは、有意義な土地活用や行政的確な施策遂行を可能にすること、また災害の早期復興にも欠かせない情報であり、また、ひいては「事前復興」(和歌山県の取組を例示)にも大いに意義を持つ。土地の所有者が分かれば、その土地の所有者の責任を明確にすることができる。では、土地の所有者を明らかにすることができない要因とは何であろうか？煩雑で費用の掛かる登記手続、死亡時の多岐にわたる手続の間

題、また、所有者の意識等々多面的に考えて紐解き、それらをつなげていくことが必要ではないかと。



基調講演の山野目氏

山野目氏は「信頼できる不動産登記は国の宝」と表現された。今の制度の枠組みでは、いまだ解決できない問題もあり、今後の更なる検討が必要であることも説明された。

義務規定ではない相続登記、難解な手続と登記懈怠との比較考量を鑑みても、行政各所の横断的な取組が必要であるということを感じた。

第2部として、山野目氏のコーディネイトの下パネルディスカッションが開催された。

パネリストとして

阿部剛志氏(三菱UFJリサーチ&コンサルティング主任研究員)

石川陽一氏(日本司法書士会連合会災害復興支援事務所大槌司法書士相談センター司法書士)

椿野智弘氏(兵庫県神戸市経済観光局農政部計画課長)

山崎詩朗氏(長野県信濃町建設水道課国土調査係主任)

大谷太氏(法務省民事局参事官)

福永信明氏(農林水産省経済局農地政策課経営調

査官)

宇野聡夫氏(農林水産省林野庁森林整備部計画課
主席森林計画官)

舘逸志氏(国土交通省政策統括官)

以上の方々が登壇された。

法務省からは、相続登記の促進に対して広報を行い、手続の負担を軽減するため法定相続情報証明制度や筆特活用スキームの創設を行うことを、農林水産省からは生産現場の強化の策として農地の集積と集約化のために「全国農地ナビ」で情報を一元的に管理し利用促進に取り組んでいること、国土のおよそ3分の2を占める森林の保全に取り組む林野庁でも「林地台帳」の整備を行い所有者や境界に関する情報を集約していることが説明された。

また、行政の中には、死亡時の各手続を死亡届の受理窓口で案内するケースがあり、新潟県長岡市、岡山県鏡野町の事例を紹介された。また三鷹市では、境界確定図面等管理システム(GIS)で地番図と登記データを紐づけし地籍調査の効率化を図る取組もされているとのことである。

現状としては、最後に所有権の登記がされた原因年から50年以上が経過している登記簿は全体の約20%存在する。地元関係者の協力が得られないこ

とにより事態は膠着し、現場担当者是对応に苦慮している。そればかりか、その対応への時間と費用のコストをまた市民の税金から捻出しなければならないという矛盾が生じる。不動産は個人の所有のものでありながら一方で社会資本の一部であるという認識が必要ではないかという意見が印象的であった。

こうした経緯を踏まえ、阿部氏は、関係者の認識不足の問題を解決するために「意識のある地域からその地域がどうしていきたいかを検討し、地図として可視化していくことで徐々に事態を動かしていくことが可能になる」と話された。

固定資産の台帳情報が地方税法第22条の規定により目的外利用ができないことに対して、「広範囲に利用できるようにならないか」というパネリストからの質問があったが、これに対する回答が時間の制約があり深化した話を聞くことができなかったのが残念である。

超高齢化社会を迎えて、社会資本整備と我々の国土の発展のため、行政間の横断的な情報集約と共有、官民枠を超えた連携をし、ICTの技術集結、GISへの活用が急務であると強く感じている。専門家としての責務は大きい。

理事 金関圭子(岡山会)



第2部パネルディスカッション

今後の法務行政と土地家屋調査士への期待

趣旨

京都土地家屋調査士会(以下「京都会」という。)では、新年祝賀会を開催するにあたり、法務省の動向、日本経済の行方、土地家屋調査士が今後どのように活躍されることを期待されているのか等を会員に自覚してもらう機会として現職の法務副大臣である盛山正仁氏による講演会を企画しました。当日お話いただいた概容をお伝えします。

講演者

法務副大臣兼内閣府副大臣 盛山 正仁氏



プロフィール

昭和52年 3月 東京大学法学部卒業
昭和52年 4月 運輸省入省
昭和56年 3月 経済協力開発機構(OECD在パリ)派遣
平成16年 7月 環境省地球環境局総務課長
平成17年 8月 国土交通省総合政策局情報管理部長
平成17年 9月 第44回総選挙において初当選
平成24年12月 法務大臣政務官に就任
平成25年10月 衆議院法務委員会理事に就任
平成26年 9月 自民党政務調査会法務部会長に就任
平成27年10月 法務副大臣兼内閣府副大臣に就任
座右の銘：一期一会

1. 地図整備関係

(1) 平成15年6月、平成地籍整備の方針

登記所備付地図作成作業については、内閣に設置されている都市再生本部が平成15年6月に「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針を打ち出したことを受け、平成16年度から、都市部の地図混乱地域を対象として、重点的かつ集中的に実施している。

(2) 現在、従来型、大都市型、震災復興型の3つの地図作成作業を実施

(ア) 登記所備付地図作成作業(従来型作業)

- ① 従来の計画を継続・拡大し、登記所備付地図作成作業第2次10か年計画(27'～36'着手分)を策定(合計200 km²)
- ② 登記所備付地図作成作業は、2か年で実施しているところ、平成29年度は、1年目作業20 km²及び2年目作業19.7 km²について実施
- ③ 平成29年度予算政府案2,779百万円

(イ) 大都市型登記所備付地図作成作業

- ① 地図の整備が特に困難な大都市について、大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画(27'～36'着手分)を策定(合計30 km²)
- ② 平成29年度は、1年目作業3 km²及び2年目作業3 km²について実施
- ③ 平成29年度予算政府案735百万円

(ウ) 震災復興型登記所備付地図作成作業

- ① 東日本大震災の被災地において、震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画(27'～29'着手分)を策定(合計9 km²)
- ② 平成29年度は、1年目作業3 km²及び2年目作業3 km²について実施
- ③ 平成29年度予算政府案487百万円

(3) 「登記所備付地図の整備」は、骨太の方針に明記

(4) 地図整備関係の平成29年度予算政府案は40億(平成26年度予算額の2倍)

(ア) 平成28年度予算額 3,428百万円

(イ) 平成27年度予算額 2,318百万円

(5) 実例でみる地図整備の効果(道後温泉付近)

(ア) 道後温泉本館付近の地図混乱地域にて地図整備を行った。周辺地域では、土地境界確定訴訟

が行われている箇所もあった。

(イ) 地図整備の結果、旅館やホテルの建て替え、土地の売買が以前よりスムーズに行えることとなり、また、土地境界確定訴訟を行っていた方でさえ、訴訟を取り下げ地図整備に協力をするようになった。

(ウ) 予算要求の際に道後温泉の地図整備を例に挙げ、予算要求している。

2. 筆界特定制度と土地家屋調査士制度の広報関係

(1) 「筆界特定制度」は、平成18年1月の制度創設から10年以上が経過

10年経過しているが、一般人にとって認知度が低い。

(2) 「土地家屋調査士」は、申請人代理人や筆界調査員として重要な役割

筆界特定制度と同様、認知度が低い。

(3) 両制度を広く国民に周知するため、法務省と日本土地家屋調査士会連合会とが連携し、平成28年には、次のような取組を実施

(ア) 「筆界特定制度創設10周年記念講演会」

(イ) 「子ども霞が関見学デー」

(ウ) 「法の日フェスタ in 赤れんが」

(4) 今後とも、あらゆる機会をとらえて、制度の周知・広報に取り組むことを指示

3. 所有者不明土地問題への対応

(1) 「所有者不明土地問題に関する議員懇談会」を設立し、政府のみならず、政治主導でも、大局的見地から課題を検討

(2) 国土交通省の「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」に法務省も参加し、平成28年3月に検討結果の最終とりまとめ及びガイドラインを公表

(3) 所有者不明土地を隣接地とする分筆登記等を可能とするための筆界特定制度の活用(筆特活用スキーム)の創設と全国展開

(ア) 分筆登記等を受託した土地家屋調査士が当該登記申請のために収集した資料や現況調査の結果(測量成果を含む。)を、筆界特定制度においても活用できるようにし、筆界特定の申請から筆界特定までの期間の短縮化・効率化を図り、迅速な筆界特定については分筆登記等を実現する。

(イ) 具体策として、

① 筆界特定の申請時に、申請代理人である土地家屋調査士から、関係人探索に係る資料、各種地図・図面等の提供を受けることにより、申請後の「資料収集」を省略

② 筆界特定の申請時に、申請代理人である土地家屋調査士が実施した現況等把握調査の結果及び測量成果の提供を受けることにより、申請後の「現況調査を省略」

(ウ) 効果

時間短縮・費用負担軽減による筆界特定制度の利用拡大により、分筆等が可能となるため、土地取引の活性化、地籍の明確化につながる。

4. 裁判外紛争解決手続制度(ADR)への期待

(1) 全国50の土地家屋調査士会にある「境界問題相談センター」では、境界問題全般を取り扱うが、利用実績は不十分

裁判では、費用負担が高く、長期化することが多々ある。一般の方にとって相当な負担である。その点、ADRは、短期間で相手方と上手く合意がとれる可能性があるが、利用実績が低いことが現状にある。

(2) 所管課では、現在「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの今後の連携方策(仮称)」を作成中であり、今後の利用実績の拡大を期待

広報員 上茶谷 拓平(京都会)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 39

富山会 『海ガール!』

富山県土地家屋調査士会 広報委員長 池田 由香

今回、我会自慢として紹介させていただくのは、当会では数少ない女性会員の一人で前職がダイビングインストラクターという異色の経歴を持つ池田由香会員です。今でも時間があれば海へと出かける彼女から海の素晴らしさについて紹介させていただきます。

富山県土地家屋調査士会 広報部長 高倉 健

土地家屋調査士として開業する20年ほど前、初ダイビングで海に魅了された私は、一念発起し、インストラクターの資格を取得しました。住み込みで修行したセブ島。憧れの道へと進むことができたのは、そのセブの方々の優しさと笑顔に支えられたおかげです。インストラクターとして海の素晴らしさを紹介する日々を過ごしていた当時、時には過酷な状況での仕事もありましたが、お客さんが言う「有難う」の言葉が嬉しくて、辛いと思ったことは一度もありませんでした。土地家屋調査士として奔走する今も、お客さんからいただく「有難う」の言葉が原動力になっていることに変わりはありません。

それでは、今回、私が魅了されたダイバーの楽園パラオ共和国の素晴らしい海を紹介させていただきます。

パラオ共和国は太平洋上のミクロネシア地域の島々からなる国です。ダイビングのポイントまでは、島々の間をすり抜けるように、ボートで進みます。これがすごいスピードで、帽子などが飛ばされるこ

ともしばしば。

1時間ほどで到着するのはダイナミックな世界が広がるパラオNo.1ポイント「ブルーコーナー」。外洋に面して三角の棚が突出し先端付近ではサメやイソマグロなどの大物が流れにのって行き交います。



サメ

写真のグレイリーフシャークは性格の大人しいサメなので、すぐ横にいても何もしてきません。実はサメも人間とあまり関わり合いたくないらしいです。



ギンガメアジの群れ

体長が90 cm程にもなる大型のアジ、ギンガメアジの群れにも遭遇できます。釣り人にはGTという名で知られ、あこがれの的。この魚も数百匹で群れをなしています。まるで魚の壁のようです。

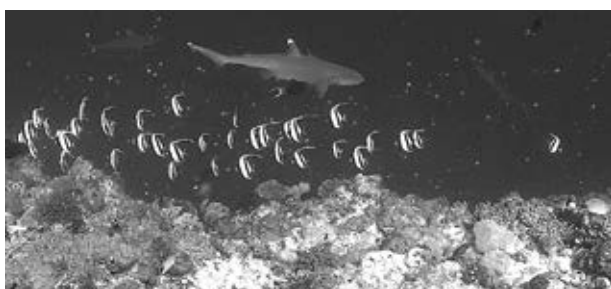


ボートから



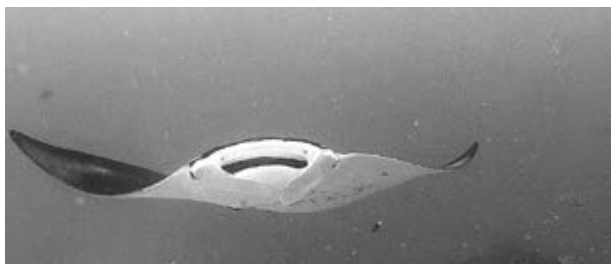
ヨスジフエダイの群れ

海棚の中はお花畑のようなカラフルな魚達の群れが広がっています。ヨスジフエダイの群れです。



サメとツノダシ

海棚の中を泳ぐ黄色が眩しいツノダシ達とその周辺を泳ぐサメ。ホワイトチップ。背びれと尾ひれに白い模様があります。



福助正面

ブルーコーナーから高速ボートで15分程の距離には、その昔ドイツ人が船を通すために造った水路「ジャーマンチャネル」があります。砂場になっている出口にはサンゴが群生し、マンタでおなじみのオニイトマキエイが出没することで人気のポイントになっています。写真の子は「福助」。パラオのマンタ達はそれぞれ名前を持っていて、体の模様でどの子かが分かります。福ちゃんはお腹にニッコリマークみたいな模様があります。去年の11月頃に産まれたばかりですが、既に2m超えです。

パラオの海は魚ばかりではありません。見えにくいのですが大シャコ貝です。2mはありました。お刺身にとっても美味しいです。パラオ人の大好物。



大シャコガイ

以上、パラオの海を紹介させていただきましたが、地元富山の海も少し自慢させてください。

富山の海は天然の生簀と呼ばれ、多様な魚種が生息しています。暖流系と寒流系両方の魚が生息しています。南国の様なカラフルな魚ではなく、食卓に上るような渋めの魚ばかりですが、富山の海も負けていませんよ。皆さんも富山の海や、魚を感じに遊びに来ませんか。



徳島会

『天下人豊臣秀吉を支え続けた男 蜂須賀小六正勝』

徳島県土地家屋調査士会 真鍋 定信

日本で最も成功した人といえば、豊臣秀吉であると私は考えています。徒手空拳で一介の庶民から天下人までなった秀吉の成功は当時の封建制度ではとても考えられないことでした。

秀吉の成功は若くして諸国を放浪の末、蜂須賀小六の配下になったことから始まります。秀吉はその後、織田信長に見出され、いろいろな苦勞を重ねな

がら出世の階段を上っていくのですが、後ろ盾もなく常にはらはらの連続でした。

小六は、もともと木曾川筋の土豪で、当時信長軍の一傭兵組織の頭であり、秀吉の雇い主でもあったのですが、いつの頃からか秀吉にその才覚を見出し、秀吉の人柄に惚れ込んで、仕える決心をしたようです。小六は秀吉より10歳くらい年長でした。

小六は、織田方で数々の武功を立て、信長の家臣に推挙されるのですが、これを断り信長の臣下である秀吉に人生を賭け仕えるのですから、当時の信長の権勢を考えると相当の決心であったと考えます。

秀吉が信長の武将となる糸口となった墨俣城築造、秀吉の天下取りの端緒となった毛利攻めの和議協議など、小六がかかわった案件は、秀吉の出世の節目になるものであり、秀吉の天下取りに小六は大きく貢献しています。

竹中半兵衛、黒田官兵衛、蜂須賀小六正勝と、秀吉の草創期の軍師〔参謀〕で最後まで秀吉に仕えたのが小六です。

秀吉が天下人となったのち、小六は秀吉から阿波国(徳島藩)を賜るのですが、彼は自らが藩主となることを辞退し、実子の蜂須賀小六家政を藩主にと願ひ出ます。そして小六はその後も大坂城に詰めて秀吉の側近として仕えるのです。結局、小六は秀吉が天下人になったことを見届け、間もなく61歳で死ぬのです。

その後半の人生は秀吉の配下として戦の連続で、秀吉が天下を取った後は戦疲れが原因で病を得て、あまり栄華を楽しむような時間はなかったようです。

小六は常に信義を第一に、先のことを考え、目の欲に飛びつかなかったことが成功の元のような気がします。

一説で小六の妻は「まつ」という名で、さる武将の側室で身ごもっていたのですが、本妻ににらまれ、小六との結婚当時実家に帰っていたそうです。小六はそれを承知で妻とし、その子を自分の子として大事に育てたようです。その子は長じて、蜂須賀家のことを考え、京都南禅寺に出家したとあります。

小六の死後、その僧侶は徳島藩に迎えられ、藩政の相談役として手腕を発揮します。関ヶ原の戦では豊臣家恩顧の徳島藩は悩んだ末、豊臣方ではなく徳川方につくのです

が、この僧侶の意見により、徳島藩は阿波国を豊臣秀頼に返上し、その後、徳川家康から再び阿波国を貰うといアクロバットの手法で生き抜きます。そして、徳島藩は繁栄します。阿波藍の生産で大いに富み、天下の商都大坂で阿波座という地名が今でも残るほど阿波商人は全国的に名を馳せるのです。

徳島藩主としての蜂須賀小六の血筋は何代か後に途絶えるのですが、徳川家から養子を迎えるなどして、明治維新まで蜂須賀家は一度も国替えされることなく阿波国を治め続けました。

蜂須賀小六は、太閤記では野盗の頭として描かれており、浮浪児秀吉と野盗の小六の矢作川の橋での出会いの場面は有名です。それが世間では事実のように思われていますがどうも作り話のようです。

これは、秀吉の放浪していた少年時代のことが不明であるため、太閤記の劇的な始まりを演出するための後世の創作といわれています。

かつて県外で徳島県出身といえば、「野盗が藩主だった県の出身か」と言われ、肩身の狭い思いをした人もいたようです。そのせいか、徳島では郷土徳島の基礎を築いた蜂須賀小六のことをあまり子供には教えていないような気がします。



浮世絵「秀吉と小六の矢作川の出会」



浮世絵「蜂須賀小六の武者絵」

境界問題解決支援センター滋賀 研修会 「怒り」と上手に付き合う ～アンガーマネジメント～

趣旨

境界問題解決支援センター滋賀(以下「センター滋賀」という。)ではこれまでも、手続実施者研修・会員研修において「聴くこと」「書くこと」「まとめること」などのファシリテーション技法の基礎や問題解決におけるプロセスの大切さ、「当事者に寄り添うこと」の意味を再認識する研修を行ってきた。

本研修は、「怒りと上手に付き合う技術」であるアンガーマネジメントを知ること、境界問題を抱え不安や心配の中で「怒り」を感じやすくなっている利用者への対応など、実務に活かすきっかけにしたいと考え開催された。

日時

平成29年2月17日(金) 14時～16時45分

会場

草津市立市民交流プラザ(フェリエ南草津5階)

主催

境界問題解決支援センター滋賀

内容:「怒りと上手に付き合う技術」

～アンガーマネジメント講座～

講師:井上泰世氏

プロフィール

1990年 神戸大学経済学部卒業、サントリー株式会社入社
2002年 人材育成、能力開発の仕事に取り組むため、サントリー株式会社を退社
2003年 コーチ兼カウンセラーとして独立
2009年 医療現場向けの研修を提供する「ナースハート」を主宰
2016年 株式会社ナースハート設立
現在、個人を対象にコーチング、カウンセリングを行うほか、研修講師として全国各地で活動中

1. アンガーマネジメントとは

(1) 1970年代にアメリカで始まったイライラや怒りの感情と上手に付き合うための心理トレーニングである。



- (2) 怒らないということではなく、怒る必要のあるときに上手に怒り、怒る必要のないときには怒らないようにすること。
- (3) セルフカウンセリングであり、相手の怒りに自分が巻き込まれないようにするものである。よって、怒りを鎮めるものではない。

2. 怒りの感情とは

- (1) 感情表現の一つであり、人間にとってごく自然な感情の一つである。
- (2) 怒りそのものに良いも悪いもない。怒るもの、怒らないものを区別できていないことが問題である。
- (3) 怒りの特徴を客観的に捉えることが重要である。
- (4) 怒りは第2次感情である。
不安、苦しい、嫌だ、疲れた等の1次感情が心のコップにあり、それが溢れ出したものが怒りである。心のコップを大きくすれば怒りは生まれない。
- (5) 問題となる4つの怒りとして
 - ① 強度が強い。
 - ② 頻度が高い。
 - ③ 持続性がある。
 - ④ 攻撃性がある。

(6) 怒りの性質として

- ①高いところから低いところへ、強い者から弱い者へ流れる。

例) 社長が部長を怒り、部長が課長を怒り…。

- ②身近な対象ほど強くなる。

例) 会社で怒れないので、家庭で妻子に当たる。

- ③予先を固定できない、伝染しやすい。

例) 上司が怒って指導すると、部下も怒って指導するようになる。

- ④エネルギーになる。(怒りのプラス面)

例) 上司に怒られることによって、発奮材料になる。

(ウ) 記録することにより自分の怒りの特徴や傾向を知ることができる。

③怒りのボキャブラリー

(ア) 怒りを表す熟語

激怒、憤怒、憤激、激昂、激高、癲癪、立腹、怒気、憤慨、勃然、憤懣、義憤、悲憤、慷慨、不興、劍幕、怨念、反感、公憤、呵責、慨嘆、鬱積等

(イ) 怒りを表す言動

ふくれる、むくれる、むっとする。へそを曲げる、つむじを曲げる、つのは出す、おかんむり、不機嫌になる、かっとなる、気を悪くする、反発する等

(ウ) ボキャブラリーを多く持つことで怒りを段階分けできる。もし、3つのみだったら大きく3つにしか怒りを分けられない。

④怒りの正体とは何か？

(ア) 誰か？出来事か？それ以外か？どれに怒っていた？

(イ) 怒りの正体は「べき」である。(自分の願望、希望、欲求を象徴する言葉)

例) 挨拶は人の顔を見てするべき。報告は必ずすべき。悪いことをしたら謝るべき等

(ウ) 「べき」の境界線

自分の「べき」と相手の「べき」との垣根をなくすこと。

そのギャップに怒りが生まれる。

「べき」の許容範囲を広げる。安定化させる。

相手に伝える等を行うことにより、怒りを発生する頻度が減る。

(3) 行動のコントロール

①変えられない、重要な怒りは、受け入れる。

②変えられない、重要でない怒りは、受け流す。

③変えられる、重要な怒りは、今すぐ対応する。

④変えられる、重要でない怒りは、余力がある時に対応する。

3. アンガーマネジメント実践テクニック

(1) 衝動のコントロール

- ①怒りのピークは長くて6秒しかない。後はクールダウンしていく。この6秒をやり過ぎればよい。

②方法

(ア) ストップシンキング

・「止まれ！」と自分に声を掛ける。

(イ) カウントバック

・数を数える。

・例) 100から3ずつ減るように数えてみる。

(ウ) 呼吸リラクゼーション

・細く長く息を吐く。

(エ) タイムアウト

・外に出て頭を冷やす。

③ポイント

他の事に意識を向けたり、怒りから距離を置くことでクールダウンさせる。どれでもよいので実践してみて自分に合った方法を見つけること。

(2) 思考のコントロール

①スケールテクニック

(ア) 怒りの温度を0から10で測定する。

(イ) 最大の怒りを10とする((例) 家族が殺害されたりすること。)

(ウ) 理性的、判断的に考えることにより冷静になる。

②アンガークログ

(ア) 怒りを記録する。

(イ) 日時・場所、出来事、思ったこと、感情、怒りの強さなどを記録する。

4. まとめ

(1) 自分自身の怒りの特徴や傾向を知る。

(2) 何に対して怒るのかを決める。

(3) 自分の「べき」と周りの「べき」のすり合わせを行う。

広報員 上茶谷 拓平(京都会)

会長レポート

REPORT

3月16日
～4月15日

3月

16日

全国土地家屋調査士政治連盟 第17回定時大会
全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)の第17回定時大会に岡田副会長と出席し挨拶。
横山会長、椎名幹事長の再任はじめ新役員が決まる。他土業の政治連盟に比して、極端に歴史が浅いが、諸先輩はじめ役員の方々の御尽力により、遜色ない組織であると感じる。大会後に開催された懇親会に100名を超える国会議員の本人出席があったことは、その証左でもある。制度の発展向上には全調政連との連携が不可欠であり、政治連盟に対する理解と全員加入を願うものである。

17日

日本土地家屋調査士会連合会研究所 平成27～28年度「研究所報告会」

16日から実施された当報告会は今回で2度目の開催である。年度末の何かと気ぜわしい時期にも関わらず、二日間にわたり、全国各地から多くの会員の出席が得られたことに、制度の将来に向けての明るさと力強さを感じた。全会員に研究内容を伝える方法も再考の必要がある。

18日

地籍問題研究会 第18回定例研究会

地籍問題研究会の第18回定例研究会に出席。今回のテーマは「官民境界の明確化による都市基盤の強化」であり、第1部は「東京都における官民境界問題」、第2部では「震災復興と地籍調査の必要性」と題して、森ビル執行役員の藤巻慎一氏が「六本木ヒルズ再開発と官民境界」のテーマで発表されたほか、5名の方が関連するテーマで発表され、充実した研究会であった。

21日

登記基準点有識者協議会

登記基準点有識者協議会に出席。菅原副会長、戸倉業務部長、佐藤業務部次長、清水・川口・坂巻委員が同席。念願であった連合会の認定登記基準点が地籍調査作業規程準則第38条の(測量の基礎とする点)として可とされることになり、今日までの出席有識者のご助力に感謝を申し上げた。今後は公共基準点、地籍図根点に次ぐ第三の基準点として管理等を含めて、責任も重大だが、土地家屋調査士がまた一步、前に出られたと思う。

22日

民進党役員との意見交換会

民進党土地家屋調査士制度推進議員連盟役員との懇談。全調政連の横山会長はじめ政連役員と連合会正副会長で出席。民進党議連会長の小川敏夫議員はじめ議連執行部の方々、蓮舫代表も出席され意見交換。様々な考え方もあると思うが、土地家屋調査士制度に党派は関係なく、更なる理解を得なければならない。

民進党土地家屋調査士制度推進議員連盟会合

場所を移動して、民進党土地家屋調査士制度推進議員連盟との意見交換会に臨む。法第14条地図作成、建物所在図作成についての予算要望と官公署の入札区分、空家対策に関連しての政策要望を行った。連合会は常に業界の利益より国民の利益、依頼者の利便を第一義に考えて活動している旨を伝えた。

23日

公益社団法人日本測量協会 理事会

日本測量協会は、正会員が1万人を超えて増加傾向にある。協会の認定資格が国土地院の測量技術者資格として登録されることもあり、技術講習会への参加も増加傾向で、測量CPD学習履歴台帳登録者も2万名を超えている。測量を包括した

地理空間情報に関する最新情報や動向の把握は連合会としても注視が必要。

第3回測量・地理空間情報イノベーション大会

6月27日(火) 10時～28日(水) 16時

東京会場 東京大学伊藤国際学術研究センター
地方会場ウェブ中継あり

漆原良夫君を囲む激励の会

漆原良夫議員を囲む激励の会に海野副会長と出席。漆原議員は公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の会長として、永きにわたり懇意にいただいている議員の一人である。日頃のお礼と引き続きのご理解とご指導をお願いした。

25日

竹本貞夫氏黄綬褒章受章記念祝賀会

大阪会の竹本先生はとても明るく楽しい方であることは以前より存じていたが、今日もやっぱりそのままであった。平成19年に先生とお仲間の方々と立ち上げられた「村絵図勉強会」は出席された市議の方もご存知であった。多くの会員やお仲間の出席があり、所属される三島支部の皆様による余興等々、お祝いの気持ちと先生の制度に対する感謝の思いがあふれた盛大な祝賀会であった。

26日

高村利夫氏黄綬褒章受章記念祝賀会

栃木会の高村利夫先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。高村先生が栃木会会長時に法務局、県、市町村などに声を掛けられ設立された「境界問題連絡協議会」は全国でも初の取組であり、是非とも全国に紹介してほしい。茂木自民党政調会長はじめ関係各位、お二人のご趣味であるスポーツ仲間の方々、多くの会員の出席があり、楽しく盛大な祝賀会であった。現在、栃木政連の会長であり、まだまだご活躍いただきたい。

27日

平成研究会セミナー

キャノングローバル戦略研究所・外交安全保障研究主幹の宮家邦彦氏が「最近の国際情勢と日本外交」と題してアメリカ、中東、北朝鮮問題等につ

いて講演。自民党第二派閥のセミナーらしく、全国から参加者が集う盛大な会であった。

28日

棚橋泰文君と21世紀を拓く会フォーラム

棚橋議員は弁護士で岐阜選出。岐阜県行政書士会にも入会されており、土地家屋調査士制度に大変ご理解のある議員の一人である。持続可能な社会保障制度の確立、財政再建、教育再生、外交・安全保障政策の再構築等々、多方面にわたった話を聴く。

4月

3日

第1回選挙管理委員会

第1回選挙管理委員会に出席して挨拶させていただく。来たる総会が、改正された役員選任規則による初めての選挙となるため、あらゆる場面を想定しての協議となったと聞いた。委員長に埼玉会佐藤忠治さん、副委員長に奈良会の丸田元明さんが互選された。

法務省民事局民事第二課職員の新旧交代挨拶対応
民事第二課の職員の方が異動に伴う新旧交代挨拶に来館され対応。スピード感を持つために3年前から始まった年度当初に双方が抱える様々な課題について担当者を決めて、年度末に確認のため協議会を開催する方法は結果につながっており、是非とも継続してほしい。

5日

衆議院議員古屋圭司政経フォーラム

古屋圭司議員政経フォーラムに出席。古屋議員は法第14条地図作成事業に大変ご理解のある議員の一人である。現在、自民党四役である選挙対策本部長であり、森友学園問題、都議選対応、テロ等準備罪はじめ、内外の様々な問題について90分間にわたりお話を聴く。

東京法務局 総務部長、民事行政部長、民事行政部次長着任挨拶の応対

東京法務局の総務部長、民事行政部長、同次長の

方が着任挨拶に来館され、岡田副会長と応対。堀恩恵 総務部長は前任が同法務局民事行政部長であり、面識のある方である。

衆議院議員石田真敏君を励ます会

石田議員は自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟で中心的な役割を務めていただいている議員の一人である。現役閣僚はじめ多くの国会議員の出席もあり、盛大な励ます会であった。

7日

法務省民事局総務課長、民事第二課長、民事第二課地図企画官着任挨拶の応対

民事局総務課長、民事第二課長、民事第二課地図企画官の方が着任挨拶に来館され、岡田・加賀谷・菅原各副会長とともに応対。野口民事第二課長は総務課長に異動で局内、新任の坂本民事第二課長、江口地図企画官は以前より懇意にいただいている方々であり、引き続きのご理解とご指導をお願いした。連合会としては、活動の継続を図れる異動だと思う。

衆議院議員保岡興治さんを支える会

保岡議員は自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の最高顧問であり、士業全般にご理解のあることもあり、各士業の会長と政治連盟会長は登壇し、それぞれ紹介を受けた。

10日

衆議院議員茂木敏充2017政経セミナー

茂木議員は自民党三役である政務調査会長で、栃木県土地家屋調査士会の顧問でもあり、日頃から制度にご理解をいただいている。「一億総活躍社会」の実現に向けての取組や今後の国政や経済の動きについての講演を聴く。

11日

第83回衆議院議員後藤茂之 モーニングフォーラム

後藤議員は前法務副大臣でもあり、制度にご理解のある議員の一人である。現在、自民党政務調査会副会長であり、「現下の政治と経済情勢」と題

して引退なき社会ともいわれるようになった「働き方改革」の話やテロ等準備罪等々の講演を聴く。

衆議院議員小宮山泰子 未来政経フォーラム昼食勉強会

小宮山議員は、民進党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の事務局長であり、選挙区である埼玉会からも政治連盟役員が出席されていた。小沢一郎議員が特別講師として講演。選挙結果の分析や「現在の新自由主義は当初の資本主義に近いものがある」との持論をお話された。

12日

第1回正副会長会議

新年度に入って最初の正副会長会議を開催。各副会長、総務部長、事務局長から報告を受けた後、午後からの常任理事会そして6月の総会を意識した懸案事項と喫緊の対応課題等について協議するとともに、的確な対応を指示。

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長の着任挨拶応対

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長が着任挨拶に来館され応対。新任の地籍整備課長は野原弘彦氏。先日、発信された連合会の認定登記基準点の取扱文書についてのお礼や地籍問題研究会へのご理解、地籍調査事業への参画と協力等々についてお話した。

衆議院議員盛山正仁君を励ます会

盛山正仁議員を励ます会に金子総務部長と出席。盛山議員は一昨年10月に法務副大臣を拝命され、昨年8月に重任されている。法務部会長時から土地家屋調査士制度に大変ご理解をいただいております、引き続きのご理解とご指導をお願いした。金田法務大臣、石破元防衛大臣はじめ多くの国会議員や関係者の出席があり盛大な会であった。

12日、13日

第1回常任理事会

各副会長、常任理事を招集し、平成29年度最初の常任理事会を開催。平成28年度の総括を含め、

平成29年度に継続すべき事項を整理しつつ、6月末の総会を視野に入れての審議・協議を行ったところである。

13日

平成28年度第1回監査会

平成28年度の決算と事業についての監査会に各副会長とともに出席。組織の宿命ではあるが、役員交代による継続性について、引継方法も含めて監事から意見をいただく。会務に停滞は許されないとの監事意見に同感。総体的には様々な案件の成果が目に見えてきており、収穫に向かうことができる一年になったと感じている。

日本弁護士連合会 平成29年度会長・副会長就任披露宴

日弁連平成29年度会長・副会長就任披露宴に出席。法務省からも民事局長はじめ、多くの方が出席されており挨拶した。法曹界を目指す若者の減少傾向が続いており、弁護士の魅力を伝える活動が必要であると中本会長が挨拶されたが、土地家屋調査士も同様だ。日弁連は、副会長として13名の方が就任。大規模組織である。

会 務 日 誌

3月16日～4月15日

3月

17日

第2回筆界特定制度推進委員会

<協議事項>

- 1 平成28年度事業計画の展開について

21日、22日

第7回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 平成29年度の民事月報の取扱いについて
- 5 銀行手続等への対応について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の全部改正(案)について
- 7 平成29年度一般会計及び特別会計予算(案)について
- 8 平成28年度事業経過報告及び次期財務部への引継事項について
- 9 平成29年度事業計画(案)説明要旨について

- 10 桐栄サービスの取締役の職について

- 11 平成29年度における専門事業者賠償責任保険の契約について

29日、30日

第7回総務部会

<協議事項>

- 1 第74回定時総会提出議案及び運営等について
- 2 平成29年度総務部事業計画(案)における具体的な内容等について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 事務所形態検討チームの活動報告について
- 5 平成30年版土地家屋調査士手帳の作成について
- 6 役職員が加入する傷害保険及び生命保険の更新について
- 7 各部等から総務部への依頼事項への対応について

30日

第3回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 各種会議及び会務報告について
- 2 発信文書関係について
- 3 オンライン登記申請関連専用掲示板のリニューアルについて
- 4 グループウェアの導入について
- 5 オンライン申請件数について

31日

第3回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の記録について
- 2 平成29年度の活動方針について

4月

7日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 平成28年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 次期財務部への引継事項について
- 5 平成29年度一般会計及び特別会計予算(案)について

12日

第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成29年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

12日、13日

第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成29年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 平成28年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の全部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の全部改正に伴う関係規則等の一部改正(案)について
- 5 第13回土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 6 第13回土地家屋調査士特別研修の実施に係る助成について
- 7 平成29年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 8 平成29年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 9 第74回定時総会提出議案について

第32回



写真コンクール インターネット投票

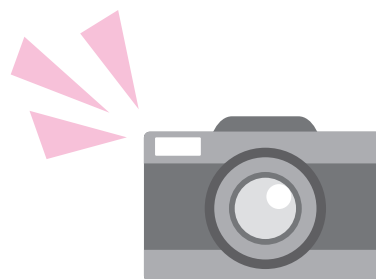


第32回写真コンクールに
応募いただいた作品を
連合会ホームページ「会員の広場」に
掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票は、
平成29年5月31日(水)までとなっております。
最も投票数の多かった作品には、「は一もに一賞」が授賞されます。

皆様からのたくさんのご投票をお待ちしております。

- | | |
|-------------|--|
| 公開場所 | 連合会ホームページ「会員の広場」→連合会からの伝達関係→日調連共済会 |
| 公開期間 | 平成29年5月31日(水)まで |
| 投票方法 | (1) 投票する写真をクリックします。
(2) 写真の拡大表示と併せて表示される「この写真に投票」のボタンをクリックすれば、投票は完了です。
(3) 投票は、1会員につき1票です。
(4) 投票の変更は、投票期間中は何度でも可能です。新たに投票する写真をクリックして「この写真に投票」のボタンをクリックします。これにより、従前の投票は無効になります。 |

※ 「会員の広場」は、土地家屋調査士会員以外の方はご入場できませんのでご了承ください。



訪ねてみました 「土地家屋調査士法人」＜Part II＞

事務所形態検討チーム
土井 將照



神奈川県土地家屋調査士会
土地家屋調査士法人山田合同事務所
社員(代表) 山田 晃久 様
社員 平戸 勇一 様
杉崎 正浩 様

平成28年12月16日

土地家屋調査士法人山田合同事務所訪問取材

今回は、大規模な土地家屋調査士法人の実態を全国の会員に知ってもらおうということで、神奈川県所属の土地家屋調査士法人山田合同事務所を訪問取材させていただきました。JR横浜駅の西北側、徒歩5分ほどのところにある銀色に輝くビルの18階が土地家屋調査士法人山田合同事務所のオフィスです。こちらでは土地家屋調査士法人のほかにも、司法書士法人山田合同事務所が設立されており、両輪の関係で業務を行っています。

この度は、社員(代表)としての山田晃久会員、社員の平戸勇一会員、杉崎正浩会員から、それぞれにお話を伺いました。

Q 1. 法人を設立しようと思ったきっかけは何でしたか。

(山田代表) 自分の子供ではなく、ここにいる、今の人たちにつないでいくということ



で、法人化は必須のことでした。

Q 2. パートナーとなる社員さんを募集する際、どのように決めていますか。

(山田代表) 他の社員土地家屋調査士との協議で決めています。

Q 3. 社員になる方は、終身雇用という形ですか。

(山田代表) 定年で退職されて、その後は自分で開業をする人もいて、基本的に終身というわけではありません。将来独立を目指して入ってきている方もいるので、柔軟に採用しています。他の先生の息子さんも何人かお預かりしました。

Q 4. 設立時の問題は何でしたか。

(山田代表) 設立当初の頃の話ですが、土地家屋調査士法人の社員は無限責任社員になるので、家族とよく話し合っていていただくことが大変でした。法人の社員になるに当たっては、実印と印鑑証明書の提出を求められるということで、家族の困惑は大きかったようです。保険に入っているとはいっても、家族にとっては心配だったと思います。

Q 5. 現在の土地家屋調査士法人は2～3名の法人が多く、同年代のパートナーと始めた場合、自分とパートナーも同じように年を取っていくことになりますが、このような規模の法人の場合、承継への問題をどう考えたら良いと思いますか。

(山田代表) 規模の大小に関係なく、法人にしておくには戦略がないといけません。事務所のフィールドをどうするか。神奈川でやるんだとしたらどこでやるか、どこまでやるかなど、私のところは依頼者

のニーズに合わせてやっていっています。それが横浜、東京、名古屋という事務所です。

2～3名の法人で同年代のパートナーと始めた方たちは、事業譲渡を考えた方がいいと思います。

Q 6. 今後の事業展開として、名古屋、東京以外にも展開していきたいとお考えですか。

(山田代表) 私は、この業務はそのような展開はできないと考えています。この仕事は責任があるし、自分の目の届かないところではできないと思っています。地方の仕事を頼まれることがあります、土地家屋調査士は原則、復代理ができません。司法書士と違い測量現場がありますので、それは難しいと思っています。自分の目の届く範囲でしかできないと考えています。

Q 7. 業務体制はどのような形ですか。

(山田代表) 土地班と建物班に分かれています。建物班はマンションなどの大規模で複雑な建物のチームと一戸建てチームに分かれていて、合計3つのチームで行っています。現場は全て土地家屋調査士が担当して、内部処理は一部補助者がやるという形で業務を行っています。土地チームは、土地家屋調査士が2名と補助者が7名です。

(杉崎会員) 土地部門全体では、土地家屋調査士及び補助者を合わせて15名となり、全体だと土地家屋調査士と補助者を合わせて22名となります。

Q 8. 法人でも代表が全てに目を通していらっしゃるのですか。

(山田代表) 全てということでもありませんが、法務局との信頼関係の問題があります。完ぺきではない状態で登記申請をするというのはあってはならないので、専門家としての判断の部分、難しい案件のところは私の承認が必要なルールとなっています。例えば、更正登記の場合、必ず私の承認

がないと申請できないルールとして前に進めないようにしてあります。

法務局との打合せについても、私の承認が必要となっています。

Q 9. これだけ多くの従業員さんがいらっしゃる、そのコミュニケーションはどうやっているのですか。

(山田代表) 「デスクネッツ」というソフトを使っています。

Q10. 受託業務の実施と主たる事務所・従たる事務所間の管理はどうされていますか。

(山田代表) 情報は主たる事務所に入ってくるようになっています、業務は全て同じルールで行っています。問題がなければそのまま進めていきますが、何かあればストップがかかるようにしています。受託業務に関する見積りは、計算方法も確立されておりますので「主・従」の事務所で問題なく対応できています。問題のあるような案件に関しては、稟議対応で行っています。

また、業務は主たる事務所・従たる事務所間でシステム化されていますので、主たる事務所で全て分かるようになっています。

システム構築は先にお金と時間はかかりますが元は取れると思っています。

Q11. 法人にしてから受託事件数は変わりましたか。

(山田代表) 飛躍的に変わったということはありませんが、法人化をしたことにより精神的には楽になりました。

最近大手の業者さんから「マンション建替えや市街地再開発事業等」のご相談案件も増えています。

なお、以前より再開発等の業務活動を行っていくうえで、「市街地再開発協会」や「再開発コーディネーター協会」の「賛助会員」というかたちで協会には加入していました。

先日本格的に再開発等の事業にも参画するため「再開発コーディネーター協会」の「正会員」となり、専門部署を立

ち上げました。

Q12. 法人になって良かったこと、採用や人材確保はどうでしたか。

(山田代表)採用についてですが、法人化に伴い多くの人材の応募があるというわけではありません。

ただ業務についていえば、間接的には法人だからということで大型案件の受託につながったケースがありました。

Q13. 土地家屋調査士法人制度について何か問題点はありますか。

(山田代表)一人法人を認めていただければと思っています。

また、無限責任というハードルは少し高いように思えます。

Q14. その他、業務に当たって法人制度をこうしたら良いというのはありますか。

(山田代表)法人である以上は法人としてのルールは守らないといけません。一人法人が認められれば、対外的に便利なので法人数は増えると思います。一人法人が認められ設立が増えれば従業者・補助者の雇用へもつながり地域雇用を作ると地域戦略ができるということになります。

法人事務所は、土地家屋調査士業務の拡大に貢献できる要素があると思っています。

Q15. 土地家屋調査士法人が増えない理由は一人法人のこと以外に何かありますか。

(山田代表)法人に限ったことではありませんが、登記の仕事の絶対数が減ってきているというのがあると思います。

Q16. 平戸会員、杉崎会員にお伺いします。独立や、こちらでのやりがいについてはいかがお考えでしょうか。

(杉崎会員)独立開業する又は既に開業しているという方なら、まず、経営として売り上げ目標1千万円というのを目指すと思います。ただ、士業として上に伸びていこうと思ったとき、大きな仕事をやってみたいと考えたとき、自分としてはどちらがどうというわけではありませんが、いろんな仲間が知識をぶつけ合っていく仕事をやりたいと思っていたのが、今、その環境が整っているという感じです。納得してお客様も喜んでもらえて報酬を得られる。私の作る見積りは、おそらく高額だと思いますが、それでもお客様が納得して選んでくれている、そういう中で今、仕事ができています。

(平戸会員)私は、学校を卒業して、この山田事務所に入って三十何年勤務しています。いろいろな経験をさせてもらった中で今のキャリアがあります。個人事務所ですと、プライベートと仕事の境界線が分からなくなるケースというのをよ



く聞いていますが、法人だとそのメリハリがきちんと出ているように思います。組織運営にも携わらせてもらっているというのが、土地家屋調査士の登記業務オンリーではないというところで幅が広がっているのではないかと考えています。

(杉崎会員) 個人では得られない、心をくすぐられるような仕事ができます。ほかの事務所とは異なりどこまでできるのだろうかという楽しみがあります。そこに若い人たちが魅力を感じられるかだと思います。この仕事は、やっていてやりがいのある仕事です。

Q17. 法人のデメリットは何でしょうか。

(山田代表) 引き潮になったときが大変だと思います。売上がどんどん落ちてきたときです。それが一人法人だったら違うのでしょうか。内部留保を使っての清算ができるうちの早い見極めが重要だと思います。

Q18. これからの会員に対してひと言をお願いします。

(山田代表) 土地家屋調査士業界を魅力あるものに、若者がどんどん入ってくれればと思います。

(杉崎会員) 土地家屋調査士試験受験者が少なくなっていますが、この仕事は良い仕事だと思いますので、増えてくれればよいなと思います。

(取材チーム) 合格しても独立したくないという若者も増えていますが、そういうときに法人に勤務するというのもあるのでしょうか。

(杉崎会員) そういうのも一つの手段ですね。

(山田代表) 当事務所の従業者の中でも、最初は独立したくないという方たちも自信が付いてくると独立する人もいます。現実多くの人が独立していています。また、本日は、当事務所へお越しいただきありがとうございました。今後とも土地家屋調査士そして土地家屋調査士法人の地位向上に努めていただきますようよろしくお願い致します。

長時間にわたっての取材に対しまして、以上のよう到大変丁寧なお答えを頂きました。この度は紙面に書ききれないくらいのお話を伺いましたが、大規模な法人に勤務されている従業員の皆さんが職場として誇りを持って従事されている、そんな様子がひしひしと伝わってくる取材でした。

eラーニングコンテンツ一覧

eラーニングについて

インターネットを利用した研修の受講を可能とすることにより、土地家屋調査士会員の研修の受講機会を増やすこと等を目的として、平成23年6月に導入し、平成28年度は新規に25本のコンテンツ(教材)を作成しました。

なお、視聴により、コンテンツの収録時間に応じたCPDポイントが付与されますので、積極的な活用をお願いします。

補足事項：CPDポイントの付与について

- ・ コンテンツを最初から最後まで視聴することによりポイントが付与されます。
- ・ ポイントは連合会のeラーニングシステムにより自動的に付与されます。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 同一のコンテンツを何度視聴しても、ポイントは初回視聴分のみの付与となります。

アクセス方法とコンテンツ一覧は次のとおりです。

アクセス方法について

- ・ 連合会ウェブサイト「会員の広場」から視聴できます。「会員の広場」へのアクセスには、ID・パスワードが必要です(ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡願います。)
- ・ 公開場所は、「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」→「会員の広場」→「eラーニング」のとおりです。

コンテンツ一覧(搭載順)

平成29年5月1日現在

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師 (発表者)
1	筆界の特定技法	2.5	2時間30分	小野伸秋
2	土地家屋調査士基礎研修 民法総則講義(その1)	2	2時間	相場中行
3	土地家屋調査士基礎研修 民法総則講義(その2)	2	2時間10分	相場中行
4	認定登記基準点の実務と活用	1.5	1時間30分	黒田博雄
5	土地家屋調査士基礎研修 民法物権法講義(その1)	2	2時間	相場中行
6	土地家屋調査士基礎研修 民法物権法講義(その2)	2	2時間	相場中行
7	認定調査士によるADR申請代理の実務	2	2時間10分	島内保彦
8	土地家屋調査士基礎研修 民法債権法講義・契約法(その1)	2	2時間	相場中行
9	土地家屋調査士基礎研修 民法債権法講義・契約法(その2)	2	2時間	相場中行
10	地籍調査の最近の動向	1.5	1時間30分	佐藤勝彦
11	近年の地籍調査と成果の活用	1.5	1時間30分	猪木幹雄
12	土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義(その1)	2	2時間	相場中行
13	土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義(その2)	2	2時間	相場中行
14	不動産規制に関する法律 ①都市計画法	1	1時間	砂野明俊
15	不動産規制に関する法律 ②土地地区画整理法・宅地造成等規制法・その他法令	1	1時間	砂野明俊

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師 (発表者)
16	不動産規制に関する法律 ③国土利用計画法・農地法	1	1時間	砂野明俊
17	不動産規制に関する法律 ④建築基準法	1	1時間	砂野明俊
18	権利の登記に関する知識 ①権利の登記が必要な場面(基礎編)	1	1時間	鈴木大介
19	権利の登記に関する知識 ②権利の登記が必要な場面(応用編)	1	1時間	鈴木大介
20	権利の登記に関する知識 ③権利の登記の内容(甲区、乙区)、手続	1	1時間	鈴木大介
21	不動産規制に関する法律(区分所有法ほか) ①マンションの建物に関する問題	1	1時間10分	太田清彦
22	不動産規制に関する法律(区分所有法ほか) ②マンションの管理に関する問題	1	1時間	太田清彦
23	税務に関する知識 ①不動産取引と税(不動産取得税、固定資産税、印紙税等)	1	1時間	小出富美子
24	税務に関する知識 ②事務所経営と税(所得税、法人税、相続税等)	1	1時間	小出富美子
25	不動産取引に関する知識(民法編) ①契約の問題(意思表示・代理、瑕疵担保等)	1	50分	大友温子
26	不動産取引に関する知識(民法編) ②物権変動及び各種物権	1	50分	大友温子
27	不動産取引に関する知識(民法編) ③相続、遺言、遺産分割等	1	45分	大友温子
28	不動産登記法改正に伴う論点の再確認	1	1時間	木村真弓
29	不動産取引に関する知識(実務編) ①契約書の読み方の注意点	1	45分	大友温子
30	不動産取引に関する知識(実務編) ②業務総論(宅地建物取引業法)	1	1時間	砂野明俊
31	不動産取引に関する知識(実務編) ③物件調査の方法(都市計画図等)	1	1時間	砂野明俊
32	千葉県の明治の地籍図(地域的特色)	0.5	20分	高橋順治
33	福井県の明治の地籍図(地域的特色)	0.5	20分	山崎勇二
34	滋賀県の明治の地籍図(地域的特色)	0.5	20分	古関大樹
35	今後の研究活動と展望	0.5	15分	飯沼健悟
36	三次元データの現状と調査士業務との関連について	0.5	20分	西村右文
37	3D地形データを利用した山林の原始筆界復元手法の取組み	0.5	20分	今瀬勉
38	地籍調査世界標準日本版地上法精度検証実験	0.5	20分	長谷川博幸
39	筆界の判断の整合性についての研究	0.5	20分	寶金敏明
40	筆界の新たな分類	0.5	20分	岸田庄司
41	今日的筆界の整理	0.5	15分	山口眞平
42	これからの登記行政を考える	0.5	20分	坂本隆一
43	震災から見る登記行政の抱える問題点	0.5	15分	渡部宏
44	LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(1)	0.5	20分	山中匠
45	LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(2)	0.5	25分	藤井十章
46	プータンにおける近年の土地問題と土地行政	0.5	20分	月原敏博
47	韓国と日本の地籍制度に関する比較研究報告	0.5	20分	戸田和章
48	「台湾の地政—地籍・登記制度」	0.5	20分	藤原豪紀
49	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(債権法その2①)	2	2時間	相場中行
50	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(債権法その2②)	2	2時間	相場中行
51	「重ね図」作成手引書解説(GIS基礎編)	0.5	20分	白玉洋介
52	「重ね図」作成手引書解説(地図太郎PLUS編)	1	50分	白玉洋介
53	「重ね図」作成手引書解説(QGIS編)	1.5	1時間30分	中村浩司 (監修)
54	相続税・贈与税の改正の動向	1	50分	小出富美子

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師 (発表者)
55	事務所経営に関する問題 ①所得税・法人税対策	1	1時間	小出富美子
56	事務所経営に関する問題 ②消費税	1	1時間	小出富美子
57	事務所経営に関する問題 ③補助者雇用の労務管理の知識	1	1時間	佐倉一香
58	教養のための会社法	1	1時間	樋口正登
59	「プロフェッショナル」と呼ばれるにふさわしい士業のためのビジネスマナー	1	1時間	碓ともみ
60	コーチング理論の概要	1	1時間	碓ともみ
61	会社法と不動産の権利関係	1	1時間	樋口正登
62	土地家屋調査士 会員必携 第1章「会員心得」	1.5	1時間30分	服部道明
63	土地家屋調査士 会員必携 第2章「不動産登記法及び関係法令」	1	45分	井上吉幸
64	事務所経営に必要な知識～資金繰り、融資、法務、財務(決算等)の知識～	1	1時間	山田豊文
65	人材確保の方法に関する知識	1	1時間	山田豊文
66	危機管理・リスク管理の知識～情報セキュリティ、個人情報保護、災害への対応～	1	1時間	山田豊文
67	クレーム対応のノウハウ	1	1時間	唐沢隆弘
68	空家問題に関する知識	1	1時間	小林好文
69	借地借家法の基礎知識	1	1時間	樋口正登
70	コーチング理論の詳細	1	1時間	碓ともみ
71	士業のためのビジネスマナー (パート2)	1	1時間	碓ともみ
72	士業のための「おもてなし(ホスピタリティー)」	1	1時間	碓ともみ
73	相談業務に役立つ「傾聴」の知識	1	1時間	碓ともみ
74	権利客体としての土地	0.5	40分	新美育文
75	オープンな基準点維持管理	0.5	25分	高島和宏
76	QZSSを利用した衛星測位と土地家屋調査士における測位制度のあり方について	0.5	25分	今瀬勉
77	SfM・MVSの利用及び派生效果の活用について	0.5	25分	西村右文
78	「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」 社会的事情からの考察	0.5	25分	宮嶋泰
79	「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」 実務的な視点からの考察	0.5	25分	江口滋
80	「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」 法律的な見地からの考察	0.5	25分	田中淳子
81	空家対策法に対する問題点に関する研究	0.5	40分	若園知明 吉原祥子
82	カンボジアの不動産の制度(土地・建物・区分建物について)	0.5	20分	山田明弘
83	台湾の地籍制度に関する研究	0.5	20分	戸田和章 藤原豪紀
84	南アジアの地籍制度と土地行政の比較研究	0.5	20分	月原敏博
85	諸外国におけるLADM準拠土地管理システム	0.5	20分	山中匠
86	Cadastreという定義とは？	0.5	20分	藤木政和

※1 コンテンツのメニューは、特段の予告なしに変更する場合がありますので、ご了承ください。

※2 74～86につきましては、近日公開予定です(CPDポイント及び時間の設定について、変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成29年 3月 1日付
神奈川 3060 常盤 悦弘 神奈川 3061 田山 薫
埼玉 2643 高木 佑樹 埼玉 2644 小林 智毅
千葉 2181 小林 潔 静岡 1792 伊代住武志
長野 2596 渡邊 温美 新潟 2215 大橋 祐樹
大阪 3307 水野 貴由 大阪 3308 上原 栄二
兵庫 2487 上田利喜男 岐阜 1283 伊藤 啓祐
岐阜 1284 佐竹 一伸 山口 970 荒川 猛
福岡 2298 池田 剛 鹿児島 1086 内別府 健
鹿児島 1087 元井竜太郎 山形 1235 佐藤 祐己
釧路 349 須貝 鋭志 愛媛 861 岡本眞佐夫
平成29年 3月10日付
東京 7995 諏訪 泰弘 静岡 1793 大橋 司
長野 2597 梨本 豊水 新潟 2216 渡辺 俊治
福井 439 河端 淳 石川 671 山村 優季
岡山 1389 右手 秀明 高知 676 西尾 是志
平成29年 3月21日付
千葉 2182 山崎 潤一 群馬 1059 荒巻 益美
静岡 1794 佐藤 達也 富山 517 石川 貴宏
山口 971 山本 裕 鳥取 476 坂上 浩司
福岡 2299 舟木 耕平 鹿児島 1088 里之園 健

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年12月27日付 福岡 1841 西 茂男
平成29年 1月 6日付 千葉 1065 杉野 志郎
平成29年 1月16日付 大分 720 岡 修一
平成29年 1月18日付 東京 6399 植村 博
平成29年 1月30日付 東京 4714 本田 恒一
平成29年 2月11日付 佐賀 415 鶴 恵子
平成29年 2月13日付 茨城 1098 沼尻 崇
平成29年 2月14日付 千葉 1433 佐藤 明雄
平成29年 2月25日付 静岡 1058 齊藤 薫
平成29年 3月 1日付
東京 7089 伊藤 聖紀 神奈川 2215 安藤 文雄
埼玉 2331 大塚 一雄 茨城 1041 三浦 丑蔵
宮崎 576 河野 頼勝 愛媛 250 藤村 安彦
平成29年 3月10日付
神奈川 1776 岡崎 由郎 神奈川 2828 森 忠雄
長野 2092 仁木 耐介 滋賀 386 上杉 雅一
富山 110 小林 次木 沖縄 231 比嘉 儀治
宮城 613 田中 伸
平成29年 3月21日付
神奈川 2046 齊藤 光男 埼玉 362 太田 茂
茨城 947 鈴木 弘一 新潟 1848 田中 敬
青森 643 堀内 良信 徳島 396 瀧本 公志
愛媛 545 井東 孝行

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成29年 3月 1日付 神奈川 2705 深谷 和秀

ご案内

7月1日から、土地家屋調査士賠償責任保険に
オプション特約として「情報漏えい賠償責任補償特約」が
新設されます。

業務遂行の過程における情報の管理または管理の委託に伴って発生した情報の漏えいに起因して、被保険者である会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬等の争訟費用等）をカバーする特約です。

【情報漏えいの原因】

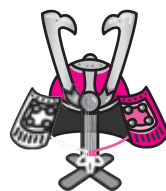
- 外部からの攻撃（盗難、不正アクセス、ウィルス等）
- 委託先（委託先での情報漏えい）
- 内部犯罪（補助者・従業員・派遣社員・アルバイト等）
- 過失（セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス）

詳細は、専用パンフレットをご用意しております。



【問合せ先】

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口
(有)桐栄サービス 担当: 三神
TEL:03-5282-5166



薄暑

深谷健吾

白壁のつづく城下の薄暑かな
ぼうたんに沿ひて無言の人つづく
美しき卯の花くだし滞^{どろ}八丁
三代の武者人形の揃ひ踏み
をんな手でひとつひとつの袋掛

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

啓蟄や豊^{かぐし}鏢として捌く鋏
夫婦旅鈍行もよし春山河
恋猫に心奪はる余生かな
師の恩は尊しうた風光る
俳諧は「楽しいですか」山笑ふ

岐阜 堀越貞有

夕闇の庭の池より亀鳴けり
新築の社屋へ向ふ新社員
木登りの上手い女子の夏来る
黒塀より覗く旧家の紫木蓮
薫陶を受けし剣士や寒明くる

今月の作品から

深谷健吾

啓蟄や豊鏢として捌く鋏

島田 操

「啓蟄」とは、二十四節氣の一つで、新暦三月五日ごろにあたる。土中に冬ごもりをしていた虫が姿を現すという意。このころ暖気に包まれ、木々や土の潤いの色もほのぼのとしてきて地虫などを見かけるようになることをいう。「豊鏢」とは、年老いても、丈夫で元気なさま。昔取った杵柄か。鋏捌きの見事な腕前で、作者は今でも現役か。俳句と共に、趣味の一つとして野菜作りを何時までも楽しんで頂ければ何よりです。活力を頂ける一句であります。人生の最終章には最適な趣味の俳句でも詠んで、お互いに楽しみましょう。

島田 操

俳諧は「楽しいですか」山笑ふ

「山笑ふ」とは春の季語。春になると山の樹々が芽吹き、花も咲きはじめ、明るく生氣に満ちた感じになってくる。その山のようすを「山笑ふ」と擬人的にいったのは、ユーモアもあって、いかにも洒落た表現である。この句のポイントは、中七の口語調の「楽しいですか」のフレーズと「山笑ふ」の季語の幹旋の取り合わせの妙である。目の前の情景を平明な言葉で素直に詠んだところが素晴らしく、敬服の一句である。

夕闇の庭の池より亀鳴けり

堀越貞有

「亀鳴く」は、春の季語。春になると亀の雄が雌を慕って鳴くというが、実際には亀が鳴くことはなく、情緒的な季語である。藤原為家の題詠歌「川越のみちのながぢの夕闇に何ぞと聞けば亀ぞなくなる」（夫木和歌抄）によるといわれ、古くから季語として定着している。俳句は季語の季感を詠むとも言われている。作者は夕方の庭の情景を見て、春の気だるさが、あたかも池の中の亀が鳴いているようだとして見て取って、情緒的な季語の「亀鳴く」を幹旋したことにより、秀逸の一句となった。

堀越貞有

黒塀より覗く旧家の紫木蓮

「紫木蓮」は、季語「木蓮」の傍題。中国原産のモクレン科の落葉低木で、高さ三メートルくらいになる。花の形が蓮に似ているので木蓮の名がある。春、葉に先がけて紅紫色の花を開く。花は十センチ前後で、紫色なので白木蓮に対してこれをとくに紫木蓮という。古来より、庭木として好まれていた。提句は古い町並みの散策の中での吟行句か。長くつづく黒塀は、旧家の象徴であり、紫木蓮の花もまた旧家に似合いの庭木である。眼前の情景を的確に把握し、映像のひとコマに仕立て上げた見事な一句である。

平成28年度全国理事長会議開催

平成29年2月13日(月) 13時30分から14日(火) 12時までの2日間にわたって、「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区飯田橋)で、平成28年度全国理事長会議が開催された。今年の全国理事長会議は、今期最大の寒波による悪天候によって、鳥取協会の理事長が参加できない状態での開催となった。

倉富会長から公共調達に関する研修会は今回を含めて第4回目であるが、今は厳しい環境であるため本会議がこれを打破する一つのきっかけになるような研修となることを期待した開催挨拶の後、平成28年度の事業で実施された検討会及び委員会の報告、講演、全国の理事長における意見交換会が以下のとおり行われた。



倉富会長

<災害対応検討会>

望月理事から、①災害復興関連業務マニュアル作成についての主旨、②災害復興関連業務マニュアル以外の事業について、③被災協会の復興・復旧事業への取組、④単位協会と官公署の災害時における復興支援に関する協定について、⑤全公連との各協会・



全国理事長会議風景

ブロックとの災害時における復興支援に関する協定対応についての報告がされた。

<地図作成研修実施委員会>

高橋副会長から、地図作成総括責任者養成講座の存続について全国の協会に対して行ったアンケート調査及び、平成28年7月25、26日の両日に受講者の実務経験を問わない地図作成実務研修会を行った結果を総合的に検討して、地区作成総括責任者養成講座は当面休止することとするが、登録の更新は継続することに決定し、また地図作成実務研修会は参加者数等を勘案して、2年に1度の開催とする旨報告があった。

<地図作成研究委員会>

高橋副会長から委員会を代表して、地図作成作業歩掛調査について全国の協会から回答があった分を集計し、0.35 km²に換算した全国平均値及びブロック平均値を取りまとめた旨の説明があった。現在は、各ブロックの地図作成研究委員においての研究結果と提案の取りまとめの作業を行っているとの報告がされた。

<嘱託登記業務研究委員会>

榊原副会長から嘱託登記の問題点として、嘱託登記業務のうち申請手続の一部を受託する(以下「一部受託方式」という。)業務では、各ブロック・各協会でも業務処理方法の違いがあり、今後、業務改善の余地があること。また、この一部受託方式による業務も、調査測量から申請手続すべてを受託する業務と同様に、土地家屋調査士の業務は地域に精通している土地家屋調査士が受託することで、事業区域における諸課題を解決する最大の近道であることを、官公署に理解を得る努力を行うことが重要であり、更に業務契約においては、一部受託方式について本来の業務内容を紹介する必要があることなど、公共調達方法の改善に向けた研究報告があった。

結びには、昭和60年の土地家屋調査士法の一部改正に伴い設立された我々協会については、事業者として30年、不動産登記法、土地家屋調査士法の改正、公益法人制度改革など時代の変動の中で、現在までその設立趣旨を確立してきた唯一の事業者で

あることを官公署に啓発し、また、受託者としての基本的な考え方は、公益法人たる既存の公嘱協会として、官公署から選択される協会となることであり、官公署に対して選択を迫る行いは厳に慎むべきであるとの報告がされた。

<講演>

楠教授の講演に対するオリエンテーリングとして堀理事から、国の公共調達指名称競争入札制度中心から一般競争入札が増加したが随意契約制度も残っており、官製談合や汚職事件として騒がれたことも少なくないという実例が示された。

休憩後、「公共調達と競争政策の法的構造と土地家屋調査士へのメッセージ」として上智大学大学院法科研究科楠茂樹教授の講演が開催された。開催に先立ち榊原副会長から講師の詳しい紹介の後、講演が始まった。

内容については三部構成になっており、第一部は「改革」の軌跡と功罪として歴史的な内容であり、第二部は会計法、地方自治法の解説で、第三部は独占禁止法と関連法令であった。瞬く間に2時間の講演が終了し、昨年の講演(藤井聡教授の「公共工事の品質確保の推進に関する法律と土地家屋調査士」というテーマ)に引き



楠茂樹講師



講演風景

続き受構者の評価は大変高かったと感じた。

<意見交換会>

2日目の、理事長を構成員として開催された意見交換会のテーマは、「協会の事業推進活動について」であり、サブテーマは、①公益法人である理事・監事の責務、②法定事業と自主事業、③災害に対する事案(マニュアル・積立金等)、④その他(広島協会事前照会を含む)であった。

座長である小山副会長から主旨説明があり、各協会が公益法人に移行してからも手探り状況でありながら目的意識を見失うことなく努力を重ねている中、本日の会議で諸課題解決のための糸口となることを期待することで、それぞれの現状の問題点を検討課題として意見交換を行った。

以上の通り2日間で各委員会報告や研修会と会議が終了した。今回の会議では全国の協会運営や事業状況が確認でき、今後各協会が抱える問題点の解決策になると感じられた。

(理事 ぎやくし 瘡師敏幸)



会議経過及び会議予定

3月31日	全司協第23回未登記問題研究会
4月11～12日	第1回監査会
4月12～13日	第1回理事会
4月13日	第1回役員選考委員会
5月22日	第1回正副会長会議
6月5～6日	第2回理事会
6月6～7日	第32回定時総会及び第1回研修会

年金・基金を掛け終わって

奈良会 貫渡 利行

私は平成2年6月に開業し、国民年金基金には平成10年2月に加入しました。当時、慣れない業務に頭がいっぱいで、老後の心配なんかは気にもかけていませんでした。漠然と、国民年金だけでは安定した老後の生活はできないだろうというくらいにしか思っていませんでした。開業後5年が過ぎ、支部役員や本会の会務に関わりだした頃、仲間との会話の中で国民年金基金の情報が頻繁に耳に入るようになりました。当時の私の中には、将来、年金で生活をしていくには、月に最低20万円位あればギリギリだけど、それで子供や世間に経済的な負担をかけずに暮らせるものなのだろうかという思いがありました。またそれと同時に、退職したときの一時金(世間でいう退職金)もやはり自分への褒美として準備したいとの考えも芽生えました。

そういう訳で、平成10年から土地家屋調査士国民年金基金と中小企業退職金共済事業本部での積立てをはじめ、20年足らずの期間でしたがこつこつと掛けてくることができました。昨年還暦を迎えて、国民年金や国民年金基金の支払いを終え、経済的負担は軽くなったのですが、自分の年齢を現実として実感する瞬間でもありました。しかし、私達の業界は、身体が健康でありさえすれば、幸い退職というものはありませんので、これからもまだまだ仕事に励むつもりでいます。

国民年金と国民年金基金の受給は、退職後の生活基盤であり、大きな心の支えになると確信しています。退職一時金は、妻とのんびり旅行をしたり好きな車を購入するときの資金に充てようと今から思案中です。体力の衰えや健康面での不安は年々増していきますが、やはりここはポジティブ・シンキングで今後の人生を楽しんでいきたいと思っています。

今、若い世代では国民年金を掛けない人々が多くいるとのこと。理由は“老後の受給が不安”というところらしいのですが、みんながもう少し国の決めた制

度を信じ、義務を果たさなければならぬように感じています。年金を掛けていない人たちは、自分の老後をどう考えているのでしょうか。年金を受給できなければ生活保護を受ければよいという、本末転倒のような考えをする人も中にはいるようですが、己のことは

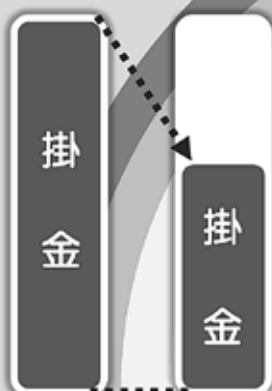
己ですするという、ごく当たり前の考えを自分は全うしたいと思います。身体は老化や思いもかけない病気にかかることもあるでしょうし、家族や周りの人々の助けが必要なときは必ず来るとは思います、せめて経済的な負担だけは迷惑をかけずに人生を閉じたいと考えています。

まだ、国民年金・国民年金基金を掛け終わったばかりで受給は当分先ですが、仮に仕事ができなくなったときのことを考えると、精神的な拠り所となっています。私は国民年金や国民年金基金がどんな仕組みで運用されているのか全く分かりませんが、65才になったら基礎年金と国民年金基金が受給できるということで、経済的な不安をあまり持たずにこれからの人生を歩んでいけそうです。

少子高齢化問題や長期金利がほとんどない今、確かに運用や配当が難しく、不安に感じるかもしれませんが、毎年の税優遇や将来必ず安定した金額が受給できるというこの制度を信じることは間違いではないと思います。北欧の社会福祉制度とは比較できませんが、今ある我国の制度を上手に活用し、少しでも将来の自分が安心できるように、自らで考える中の選択肢として、皆様にも国民年金・国民年金基金に加入されることを強くお勧めいたします。



ゆとりのある人生を。



今にゆとり

掛金は全額
所得控除で
税金がおトク。



国民年金基金

(国民年金
老齢基礎年金)

老後にゆとり

基本は終身年金。
だから一生
お受け取り。

キャンペーン
やってます！



新

規加入には

もれなく

1万円 キャッシュバック

+

抽選で
毎月1組

TDR または USJ ペアチケット

* 東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのいずれかになります



増

口には

1口につき

2000円 キャッシュバック

期 間：2017年4月1日～2018年3月31日

対象者：上記期間中に土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入、もしくは増口のお申し込みをいただき、
初回掛金の納付ができた方

6月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

6月15日までがご加入・増口のチャンス！



土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00～17:00)

お知らせ

土地家屋調査士2018年オリジナルカレンダー

正保城絵図



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で18回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
販売ロット	1本 486円	1本 648円	1本 648円
申込締切	1本から	50本以上	50本以上
納品予定	2017年8月31日(木)		
仕 様	2017年11月上旬		
	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お 申 込 み
締 切 り

2017年
8月31日(木)

お 申 込 みに あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) 「境界紛争ゼロ宣言!!」シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2017年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	2,160円

ご注文は FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。 FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 486円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 648円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 648円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2017年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は
下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上のとおり申込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

ご連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と
同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。
また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします。（平成二十九年四月一日付け異動法務局

庁名	局	長	総務部長	部 長	次 長	民事行政調査官	総務課長	登記情報管理官	行政 部	首席登記官 (不動産)	首席登記官 (法人・法人)	首席登記官 (法人二)	電子認証管理官	動産登録課長
東京	佐藤主税	堀内恩恵	伊藤武志	北田聖一	横山亘	神崎強	下瀬潤一	山中正登	大滝和成	渡邊敬治	伊藤隆	宮崎久昭		
大阪	森本邦裕	醍醐邦治	堀内龍也	中谷勝彦	脇本佳昭	石盛裕規	竹林和明	降旗靖元	相原正己	濱田弘司				
名古屋	小栗健久		前田幸保	薦啓一郎	高木一浩	喜田仁志	岡野光延	片野靖江	小川龍二					
福岡	喜多武裕		石山健治	坂口豊稜	井ノ口忠明	門脇圭弘	森山昌弘	柳田修	榎本道久					
仙台	余田愼也		戸津利彦	及川朝也	高橋誠	五十嵐恒治	坪井英樹	小田切学	榎本道久					
札幌	秦克彦		佐藤義隆	酒井秀明	松田修治	日向直樹	松尾雅人	村上学賢二						
高松	鎌倉泰三		須藤義明	片岡博司	酒井秀明	松田修治	日向直樹	松尾雅人	村上学賢二					

名古屋				大阪			東京										庁名局		
富山	金沢	岐阜	津	和歌山	奈良	神戸	京都	新潟	長野	甲府	静岡	前橋	宇都宮	水戸	千葉	さいたま		横浜	
○所田	○朝山	○小鷹狩	泉代	○杉浦	○喜田	○阿野	○田中	○山本	○篠原	○加藤	○本田	○川本	○西江	○岩崎	○境野	○福田	○持田	○石山	○千葉
雅一	泰秀	正美	洋一	直紀	繁克	純秀	茂樹	芳郎	辰夫	武志	浩二	昭博	琢治	智子	勝	弘二	順一	和信	長
友利りつ子	柳澤	佐竹	○松岡	○岡本	○山本	○脇原	健一	平出	○三村	○庄司	○鈴木	○村井	齊藤	久保	○東方	中村	中野	○梅村	梶木
	育義	昭彦	秀樹	高至	憲幸	武志		正良	篤	健人	和男	誠	恵子	朝則	良司	和博	亨	上	新一
○松崎	○池田	○松村	木野	○大河原	○水野	○伊藤	○濱田	○濱田	○崎村	○夏見	○本間	○齋藤	○澤田	○小笠原	○八田	○渡辺	○豊田	○新宮	○総務課長
元彦	哲郎	亮	忠和	修三	健司	つぎ	秀治	和洋	聡	照彦	志雄	広安	竜彦	修	和恵	人志	英一	高明	
○岡村	○金森	○斎原	○奥村	○山郷	○正井	○三木	○森本	○河村	○中島	○古林	○芝井	○須川	○松下	○佐藤	○松川	○樋渡	○小山田	○羽石	○小林
千野	多津里	美男	孝幸	多賀世	大誠	義一	秀樹	光章	伸一郎	政人	康雄	克英	勉	智代	富栄	季幸	幸一	研造	成彦
○宮城	○木村	○水谷	矢島	○前田	○山本	○樋口	○大澤	○寺野	○矢谷	相澤	○竹本	天野	○神保	○松島	○大谷	○永田	境野	上野	システム管理官
朝久	浩士	公政	聖也	憲秀	洋一	貴弘	正曉	洋一	卓雄	政子	敏子	幸司	和久	晋	幸雄	孝之	明広	裕明	登記情報官

高松	札幌	仙台		福岡		広島	島	庁名局長次長総務課長首席登記官
松高徳	釧旭函	青秋盛山	福	那宮	鹿熊大長佐	松鳥	岡山	
山知島	路川館	森田岡形	島	覇崎	児島	本分崎賀	江取	山口
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
吉川	高見	播真原	阿佐山小	大橋	棕巢	新増岡森	渡丸	山秋
川本	高見	播真原	阿佐山小	大橋	棕巢	新増岡森	渡丸	山秋
英	秀	健	俊	浩	浩	俊	秀	秀
隆	子	次	彦	幸	清	朗	一	義
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
宮本	後藤	太田	唐澤	齊藤	中井	雨宮	鈴木	鈴木
典	芳	孝	隆	孝	幸	幸	通	通
幸	昭	也	夫	志	雄	幸	広	幸
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
遠藤	野見山	長橋	渡内	杉本	綿谷	星野	宮城	宮城
勝	弘	英	秀	正	辰	守	安	安
久	哉	夫	樹	徹	修	守	安	安
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
浜詰	高山	薩	佐	戸	角	内	西	西
啓	達	雅	邦	貴	新	幹	修	修
一	人	智	文	賢	保	一	悟	悟
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
真鍋	金子	鈴木	山崎	秋高	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤
留	長	直	弘	清	義	透	和	和
美	年	樹	二	道	治	透	弘	弘

目には青葉 山ホトトギス 初鰹

青葉、若葉の梢を吹き通ってきた南風は薫り、初夏のすがすがしい季節を迎えました。太陽は明るく輝き、木々の緑はみずみずしく、この世のものが皆光って見える。そんな新緑が目にしみる頃、ふと浮かぶのが「目には青葉 山ホトトギス 初鰹」。そうです、初鰹の季節です。

鰹は春を迎える頃に暖かい黒潮に乗って、九州南部から三陸海岸沖まで北上します。伊豆半島沖を経るころから脂肪が加わって、初鰹の旬が始まり、目に青葉、山にホトトギスの鳴く5月初旬から中旬が最も江戸っ子があこがれる時期になるようです。

目と耳と舌に感じる印象的なこの俳句は、江戸中期の俳人山口素堂の作。春から夏にかけて江戸時代の人々が好んだものを並べただけ、ただそれだけなのに爽やかな初夏を感じます。この句は一躍有名となり、江戸っ子の間では、初夏に出回る「初鰹」を食べるのが粋の証だったそうです。でも、その時代の初鰹は極めて高価で、庶民の誰もが食べることができたわけではなかったようで「女房を 質に入れても 初鰹」なんていう狂歌が

残っているくらいですから、一般市民が初鰹を食べられる今の時代の幸せを感じます。

日本の食文化は、季節を感じながら、季節の味をいただくことを大切にして、その旬のものをいち早く味わうことは喜びでした。「初物」を食べると75日長生きすると信じられ、縁起が良いとされました。「初物」には他の食べ物にはない生気がみなぎっていて、食べれば新たな生命力を得られると考えられたそうです。

旬の走りは珍しさが先行して値段は高め、もう少し待てば盛りになり、味や値段も安定するのだけれど、それを待つのは野暮で、初物に手を出すのが粋というもの。私は縁起という大義名分のもと恩恵にあやかってます。

ところで、脂が少なく赤味の多い、さっぱりとした味わいの初鰹の刺身を、皆さんは何をつけて召し上がりますか。我が家は生姜・山葵・にんにく醤油と各人譲らない好みがありバラバラ、ともあれ初夏の縁起物、恵みに感謝し美味しくいただくのが一番です。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社